

(案)

第4次さんようおのだ 男女共同参画プラン

令和5年（2023年） 月

山陽小野田市

目 次

第1章 プランの策定にあたって

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの位置付け	1
3	プランの期間	2

第2章 プラン策定の背景

1	社会経済情勢等の変化	3
2	国・県の動き	6
3	山陽小野田市の動き	9
4	令和3年度男女共同参画に関する市民アンケート調査結果	10
5	令和3年度男女共同参画に関する事業所アンケート調査結果	27

第3章 これまでの取組

第4章 プランの基本的な考え方

1	基本理念	33
2	プランの構成	33
3	プランの体系図	34

第5章 プランの内容

基本目標Ⅰ	誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり	35
重点項目1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	36
重点項目2	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	40
重点項目3	誰もが能力を発揮できる就業環境の整備	42
重点項目4	誰もが参加できる地域社会づくりの整備	46
基本目標Ⅱ	誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり	49
重点項目5	ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成	50
重点項目6	多様性を尊重する人権教育・学習の推進	51
基本目標Ⅲ	誰もが安心して暮らせる地域・社会づくり	54

重点項目 7	パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶	5 5
重点項目 8	生涯を通じたみんなの健康の支援	6 0

第6章 プランの推進

1	プランの推進体制	6 6
2	国、県等との連携・協力体制の充実	6 6
3	進捗状況の検証	6 6

第7章 計画の指標

参考資料

	男女共同参画に関する行政のあゆみ	7 0
	山陽小野田市男女共同参画推進条例	7 6
	山陽小野田市男女共同参画審議会規則	7 8
	男女共同参画社会基本法	7 9
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	8 3
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	9 2
	用語解説	1 0 0

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市においては、平成17年に「山陽小野田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念と基本的施策を定めるとともに、平成19年3月に「さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定、平成24年3月、平成31年3月には「さんようおのだ男女共同参画プラン(改定版)」を策定し、男女共同参画の推進に係る具体的な施策について、その推進に努めてまいりました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担やこれを反映した慣行は、社会のあらゆる分野に根強く残り、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力の根絶など多くの課題があります。また、人口減少・少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、社会のグローバル化など男女共同参画を取り巻く社会経済情勢や環境等は大きく変化しています。

こうした流れの中で、本市の男女共同参画の推進について、これまでの取組を継承しながら、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」の策定を踏まえ、「第5次さんようおのだ男女共同参画プラン」の見直しを実施するものです。

2 プランの位置付け

本プランは「男女共同参画社会基本法」及び「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」を勘案し、本市の「第2次山陽小野田市総合計画」との整合性を図っています。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく「市町村基本計画」を包含します。

3 プランの期間

本プランの期間は、令和5年（2023年）度から令和8年（2026年）度までの4年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

第2章 プラン策定の背景

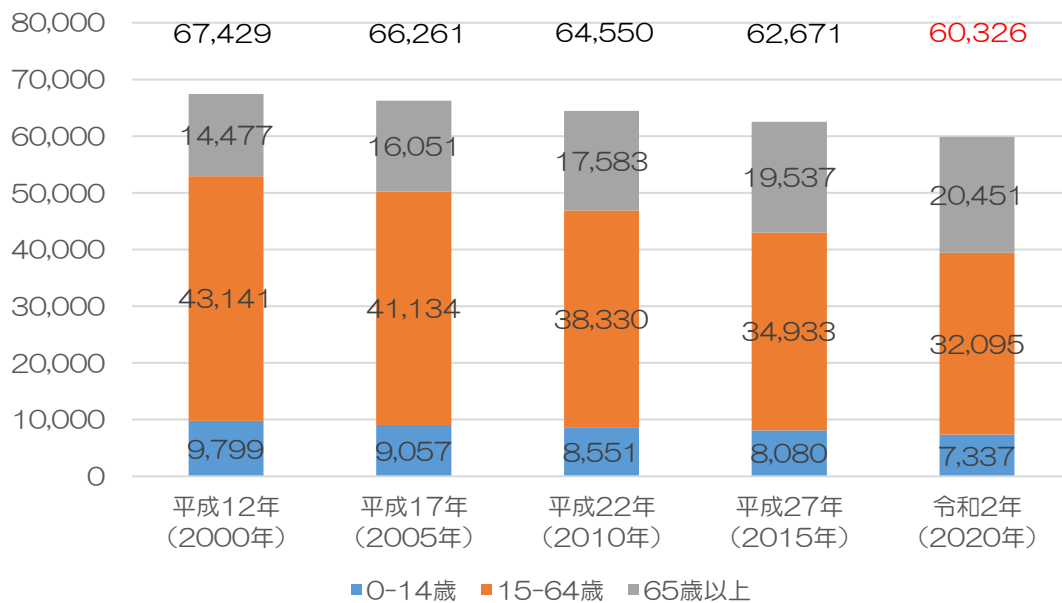
1 社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少・少子高齢化

国勢調査からみる本市の人口は、令和2年（2020年）では60,326人となっており、25年前の平成7年（1995年）から約8,400人の減少となっています。

構成比をみると、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）の割合は減少を続けている一方、65歳以上人口の割合は上昇を続け、令和2年（2020年）では33.9%と少子高齢化の進行がみられます。県と比較するとおおむね同じ傾向となっています。期間合計特殊出生率については、年によりばらつきがありますが、現在は全国と同じ数値となっています。

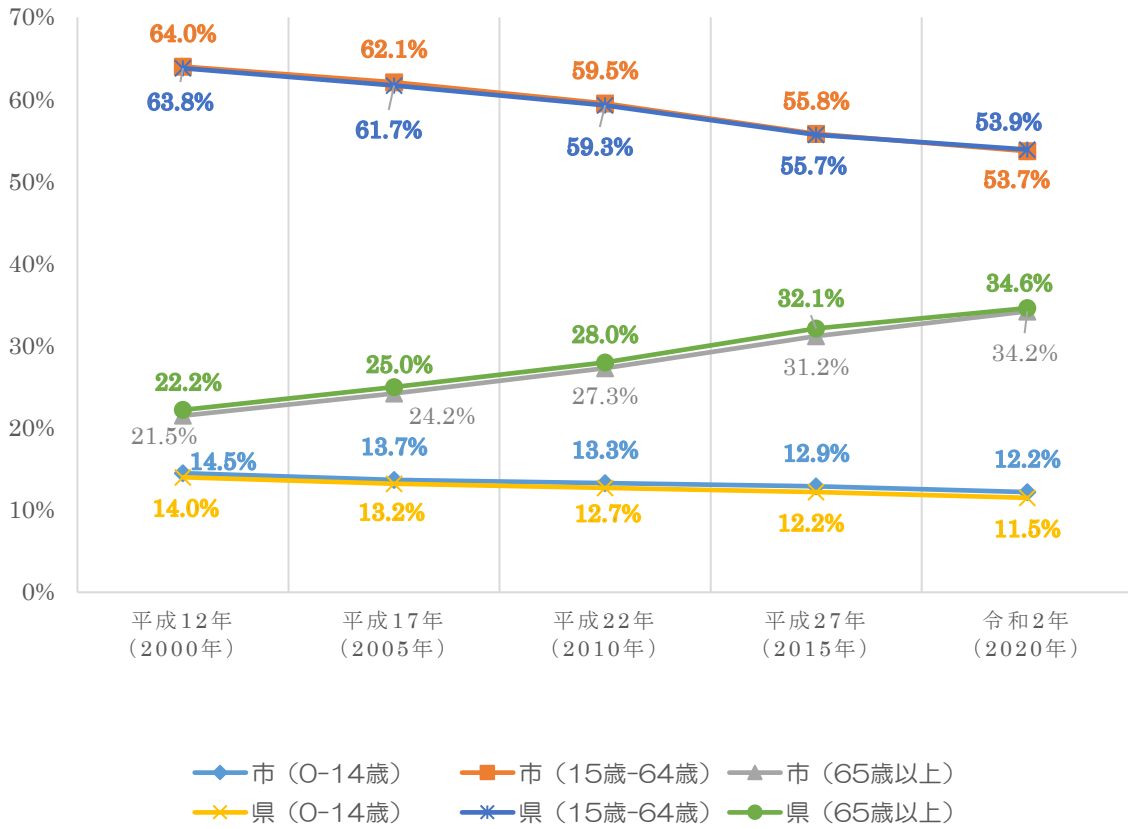
年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

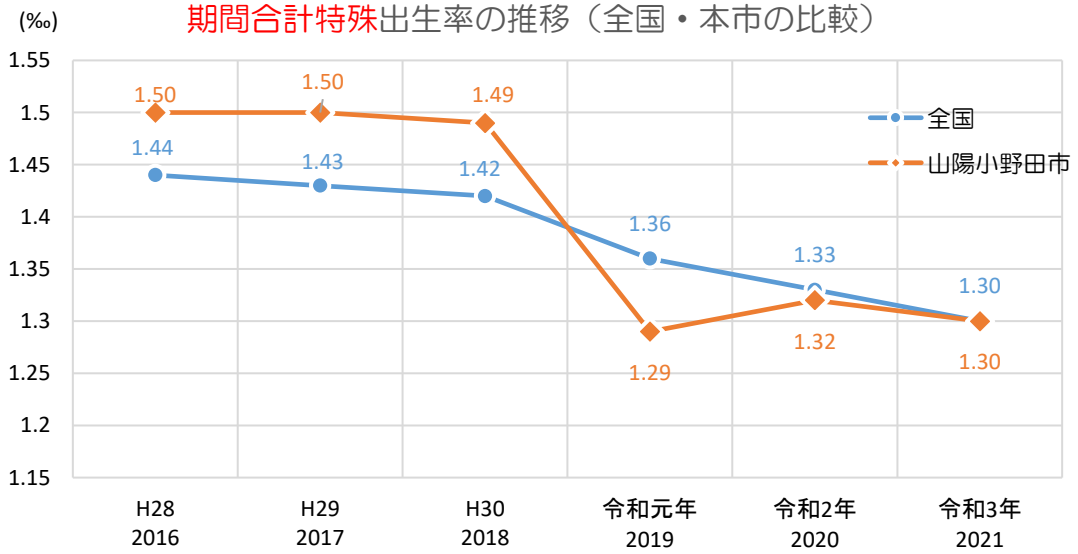
※総人口は年齢不詳を含む。

年齢3区分別人口の構成比の推移（山口県・本市の比較）



資料：国勢調査

期間合計特殊出生率の推移（全国・本市の比較）

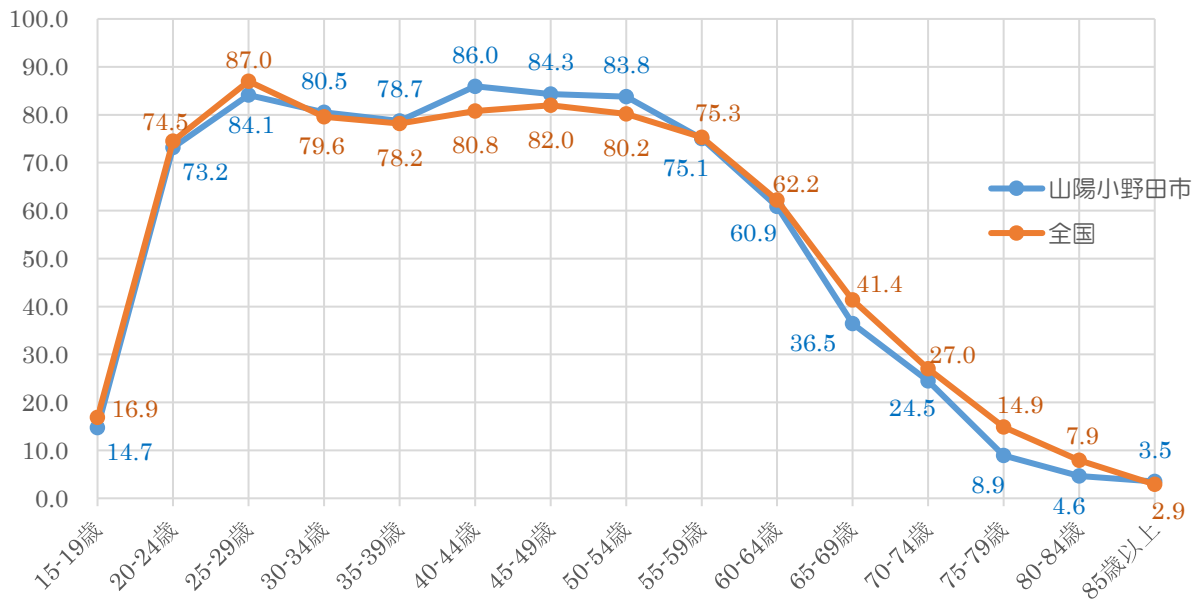


資料：厚生労働省人口動態調査

(1) 女性の就労率

本市において、女性の年齢階層別の就労率は20代後半から30代前半まででやや低下し、その後40代後半までに緩やかに上昇し、50代前半から再度低下しており、全体として緩いM字カーブを描いています。多くの女性が、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育て等が一段落した段階で再び就業している状況がうかがえます。

女性の年齢階層別就労率



資料：令和2年国勢調査

2 国・県の動き

(1) 国の動き

●「女性活躍推進法」の改正

女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法が令和元年5月に成立し、令和2年4月から施行されました。

令和4年4月からは、一般事業主行動計画の策定等の義務を常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大されました。

●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月に施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むように努めることなどが定められました。

●「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上の子有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31年4月から施行されました。(中小企業の「時間外労働の上限設定」は、令和2年4月から施行)

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2年4月から施行されました。(中小企業は、令和3年4月施行)

●「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、平成29年1月に施行されました。

また、これらの法律を改正し、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2年6月に一部施行され

ました。

- 「配偶者暴力防止法」の改正

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者暴力防止法」が改正され、令和2年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、教育・啓発の強化などに取り組むことが、令和2年6月に決定されました。

- SDGs達成に向けた取組

平成27年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画（SDGs）における17ある目標の1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。平成28年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のために取り組んでいます。

- 国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画」を改訂した「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

（2）県の動き

- 「やまぐち維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、平成30年10月に策定しました。

プランの重点施策に、「M字カーブの解消に向けた女性就業支援の強化」や、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

●第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、本県の実情に応じた実践的な計画として令和2年3月に策定しました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

●「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正等を踏まえて、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」を令和3年3月に改定し、DV対応と児童虐待との連携などを強化しました。

●性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

性暴力被害に特化した相談専用電話を平成29年1月に男女共同参画相談センターに開設し、関係機関と連携しながら、24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を実施しています。

●男女共同参画に関する県民調査の実施

男女平等や仕事、家庭、地域等に関する県民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、18歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」、「男女間における暴力に関する調査」を令和元年9月に実施しました。

●県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく「第5次山口県男女共同参画基本計画」が令和3年3月に策定されました。

3 本市の動き

●「男女共同参画宣言都市」の宣言

本市は、平成24年9月29日、「山陽小野田市男女共同参画宣言都市記念式典」を開催し、誰もが自分らしく生きがいを持って輝けるまちを目指すことを宣言し、「男女共同参画宣言都市」となりました。また、平成22年に10月1日を「女性の日」と定め、(その後「男女共同参画の日」と名称変更)、毎年男女共同参画を推進する講演会の開催や「女(ひと)と男(ひと)の一行詩」の作品応募と入賞発表を行い(令和3年度で終了)、男女共同参画社会づくりに向けて取り組んできました。

●市民・事業所アンケート調査の実施

令和3年12月、男女共同参画に関する市民アンケート及び事業所アンケート調査を実施しました。

●「第二次山陽小野田市総合計画」の策定

平成30年3月、平成30年度から向こう12年間の長期的な計画「第二次山陽小野田市総合計画：活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」を策定し、本市の最上位計画として位置づけ、男女共同参画の推進に取り組みます。

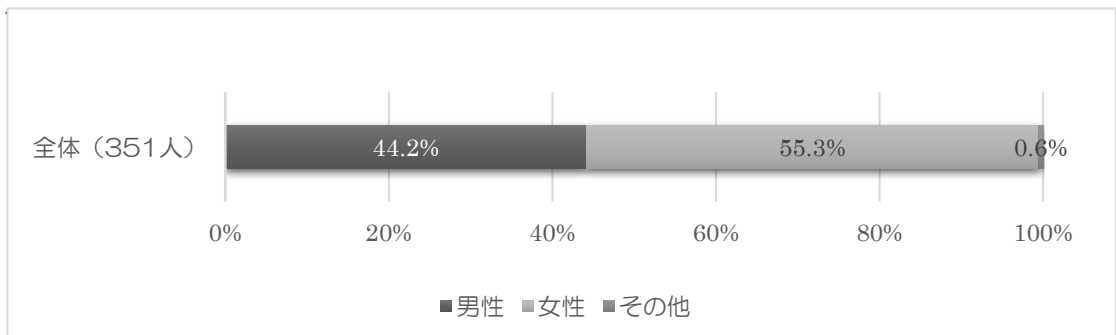
4 令和3年度男女共同参画に関する市民アンケート調査結果

(1) 調査の方法及び回収結果

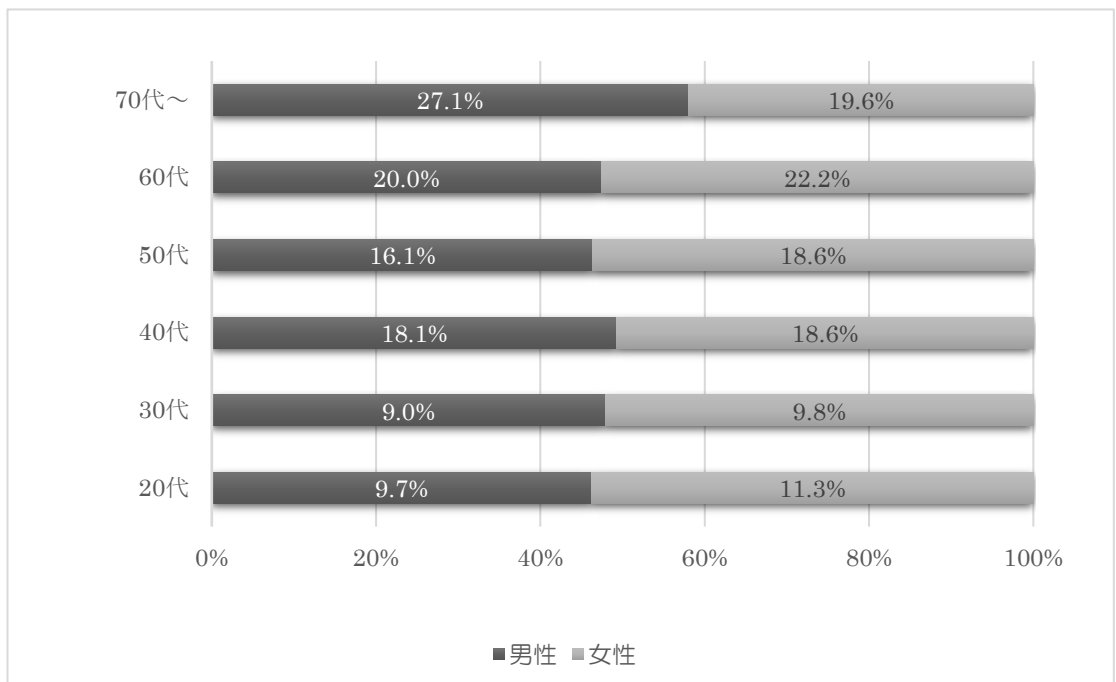
- ・市内にお住まいの20歳以上の方の中から無作為に1,000人を抽出
- ・回収は351人（回収率35.1%）

（グラフ中の割合は四捨五入処理により合計が100%を上下変動する場合があります。）

(2) 回答者の属性



イ 年齢

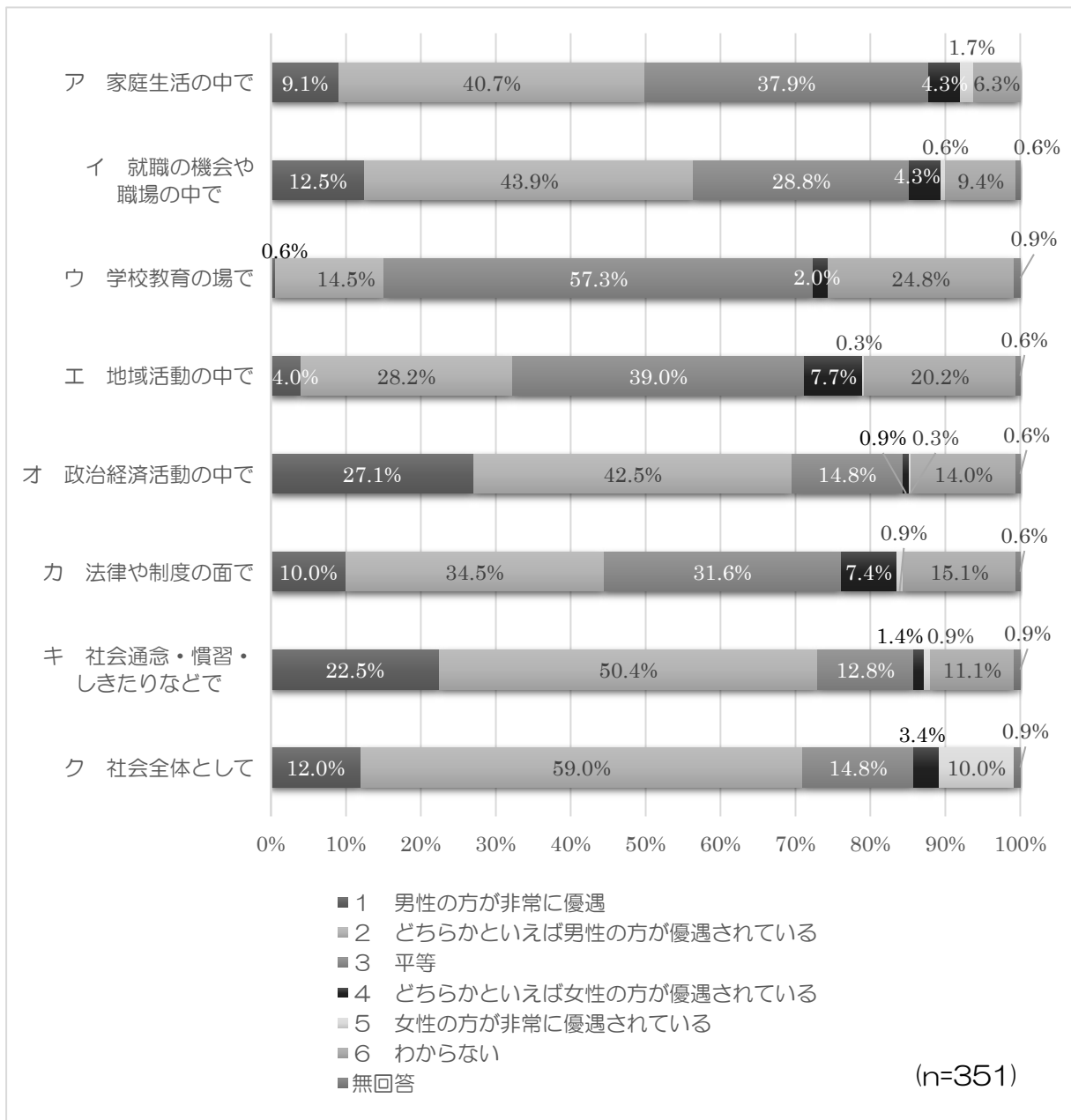


(3) 調査結果

1 男女平等意識について

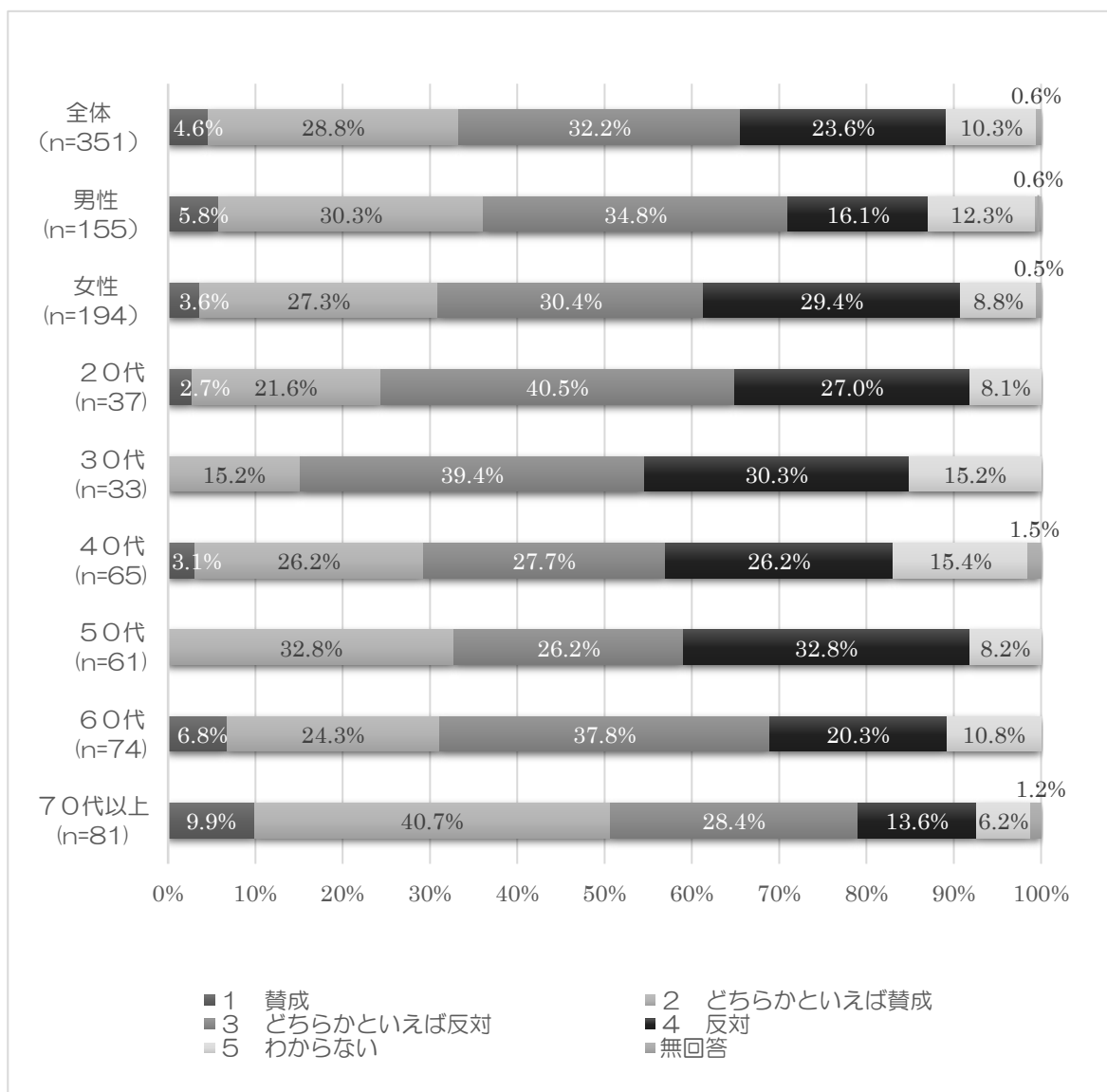
(1) 各分野における男女の地位の平等感

問1 あなたは、次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものを「ア」から「ク」までの分野ごとに1つずつお答えください。

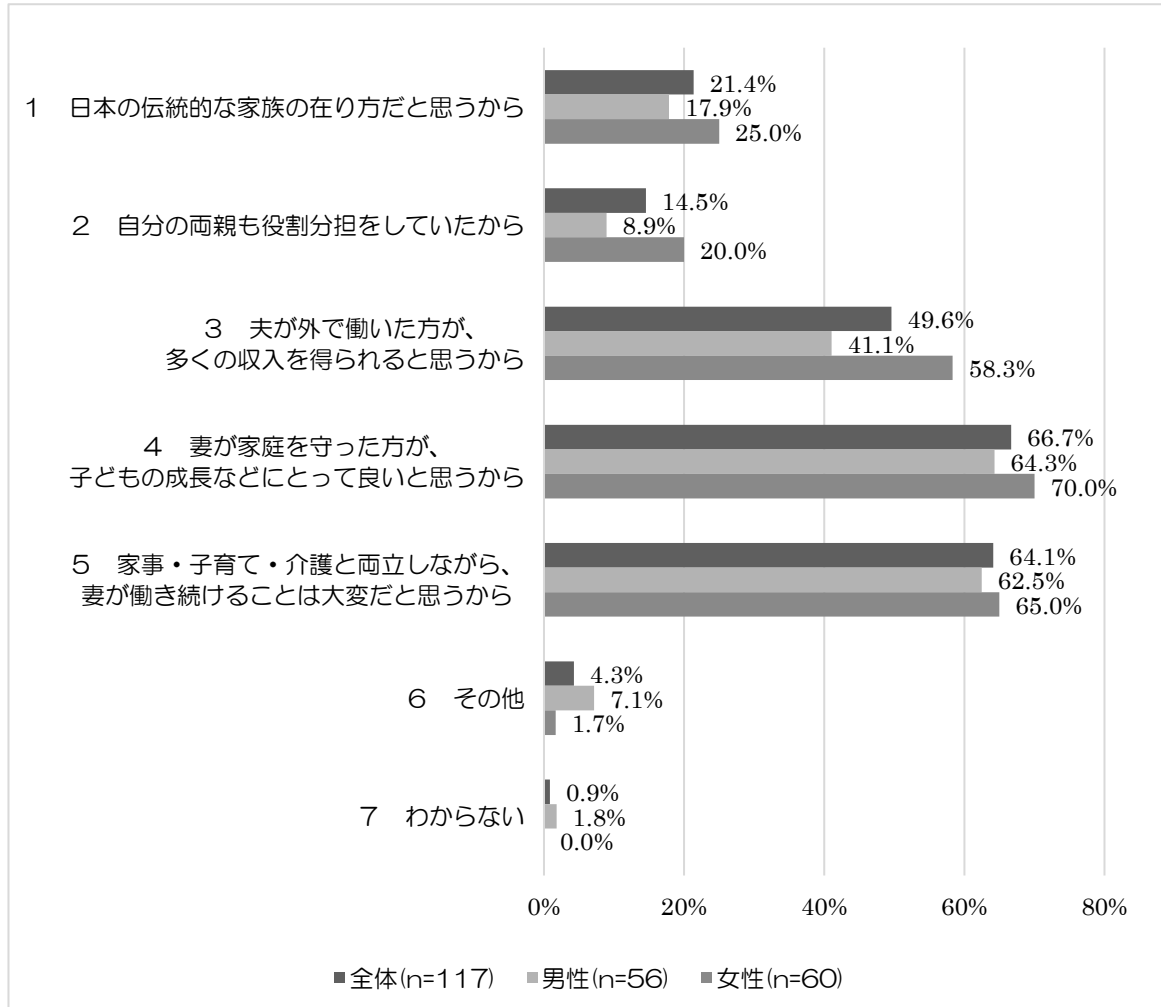


(2)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

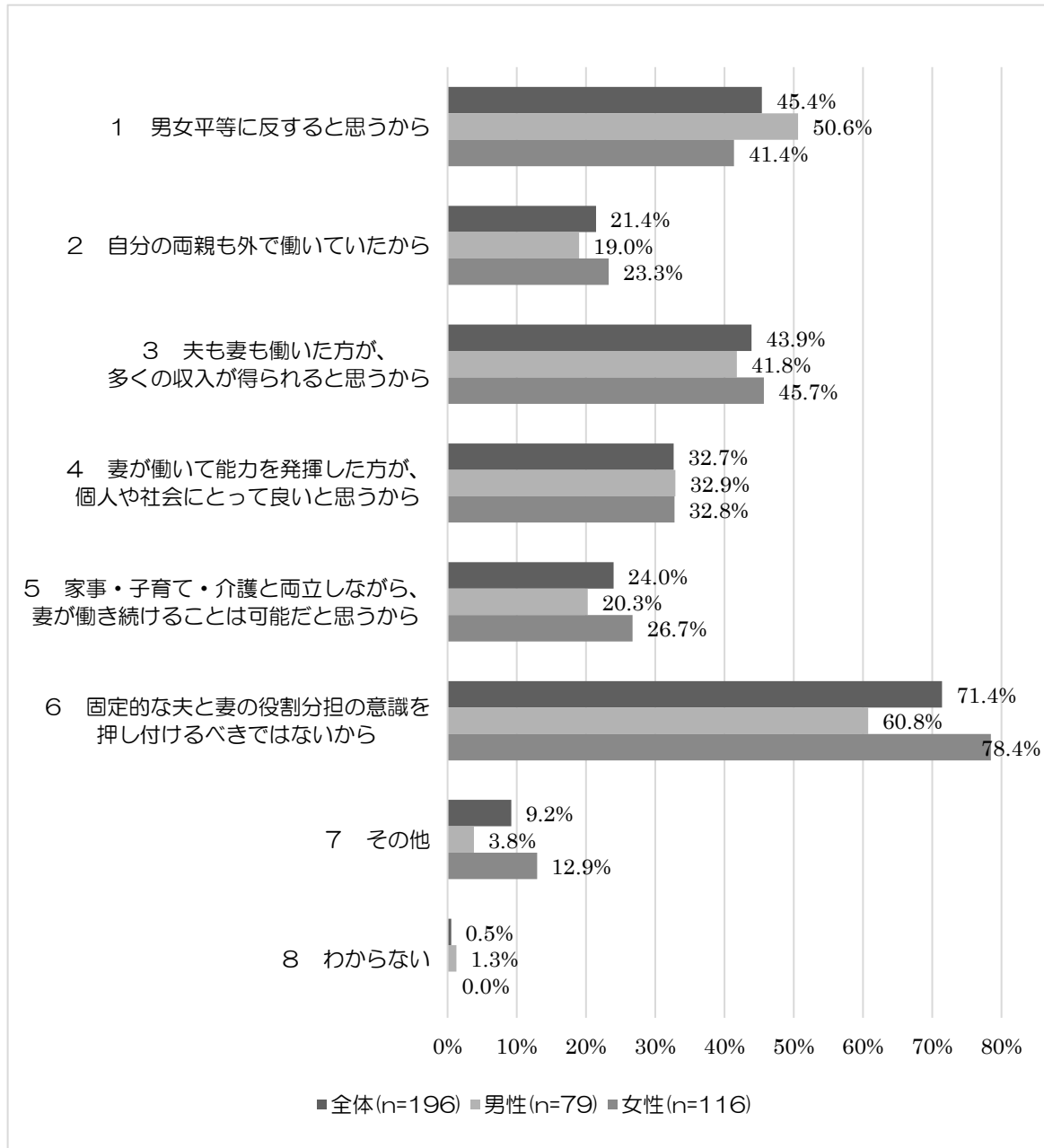
問2-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたのご意見を次の中から1つだけお答えください。



問2-2 問2-1で「1」または「2」と回答した方に伺います。その理由を次の中からいくつでもあげてください。



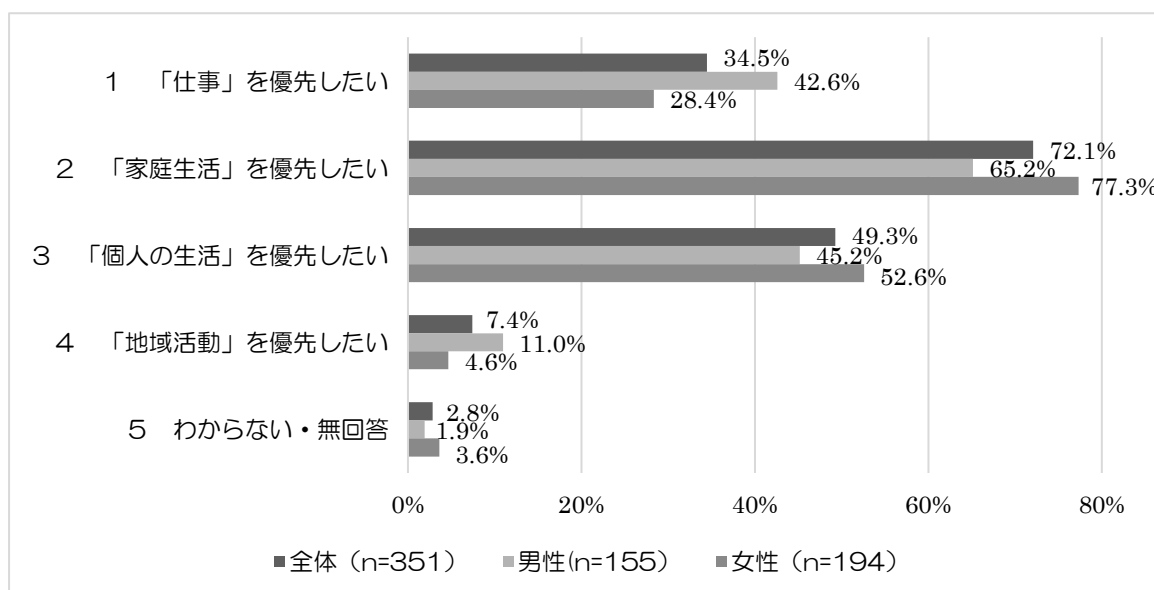
問2-3 問2-1で「3」または「4」と回答した方に伺います。その理由を次の中からいくつでもあげてください。



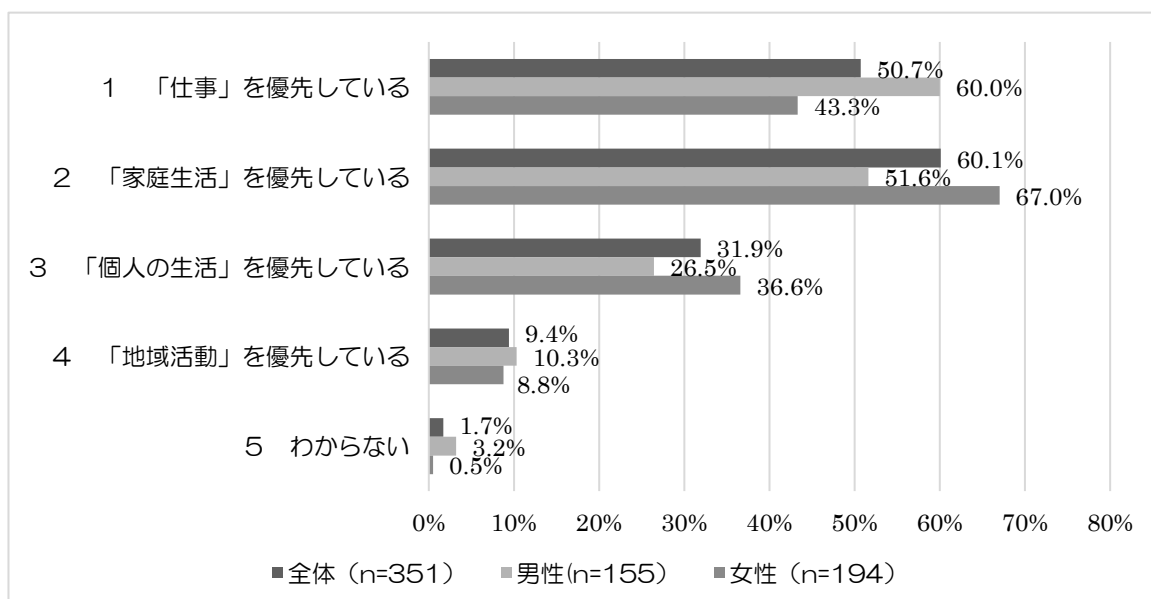
2 仕事と家庭生活等の両立について

(1) 「仕事」「家庭生活（家事・子育て・介護等）」、「個人の生活（学習・趣味・付き合い等）」、「自治会や地区等の地域活動」の優先度

問3-1 生活の中での、「仕事」、「家庭生活（家事・子育て・介護等）」、「個人の生活（学習・趣味・付き合い等）」、「自治会や地区等の地域活動」の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に近いものを次の中からいくつでもあげてください。

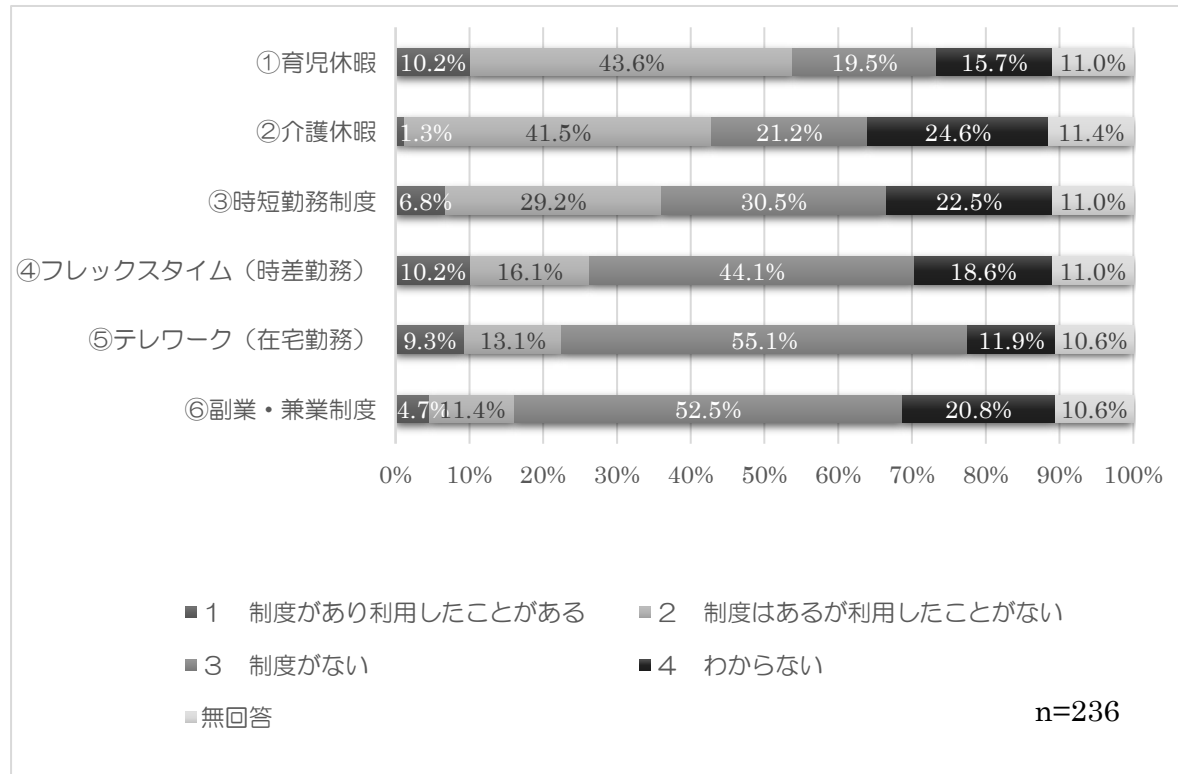


問3-2 それでは、あなたの現実（現状）に近いものを次の中からいくつでもあげてください。

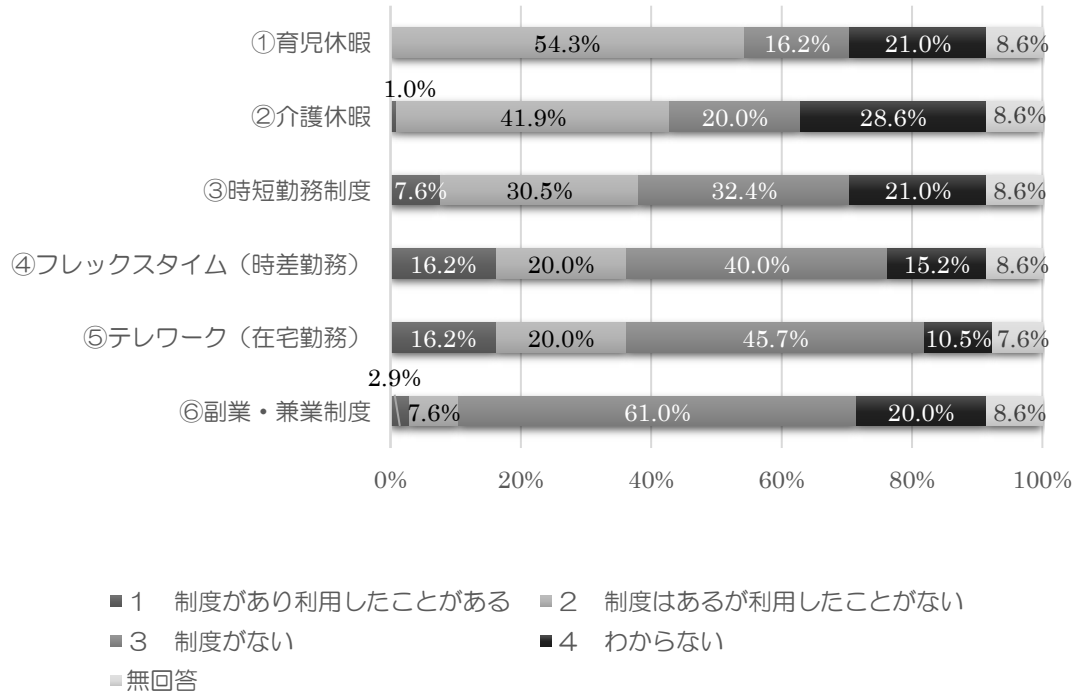


(6) 育児休暇等制度の利用

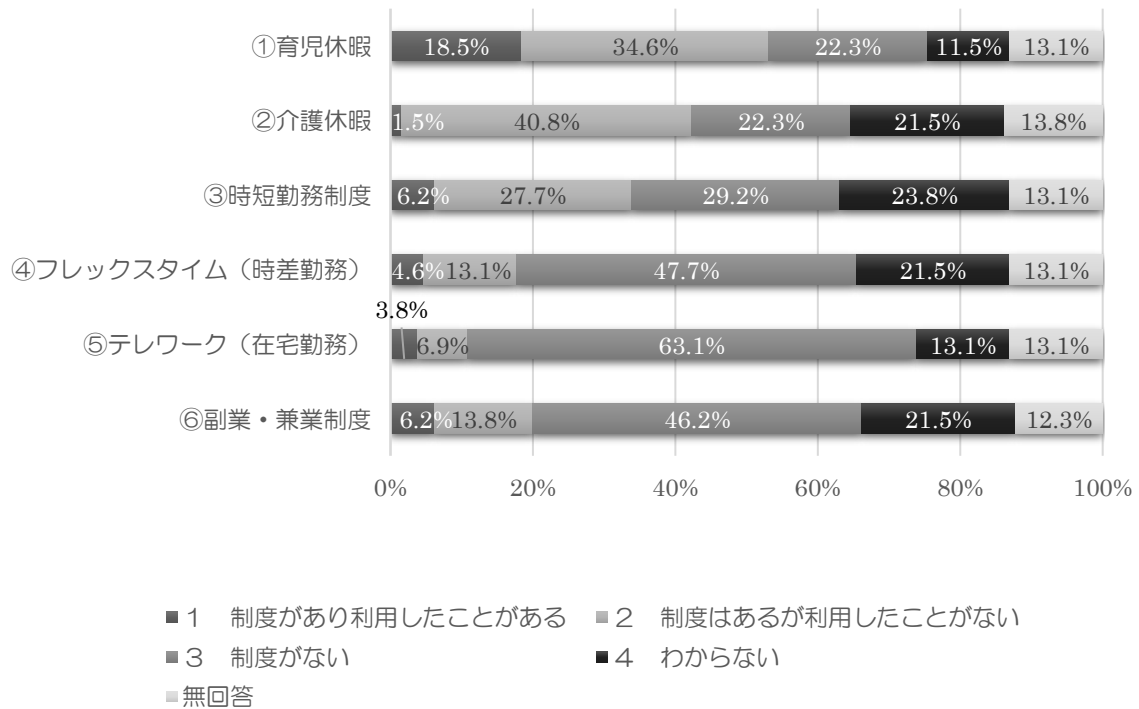
問8-1 次の①～⑥の制度がありますか。また、利用したことがありますか。それぞれの項目に対しあてはまるものを1つだけお答えください。



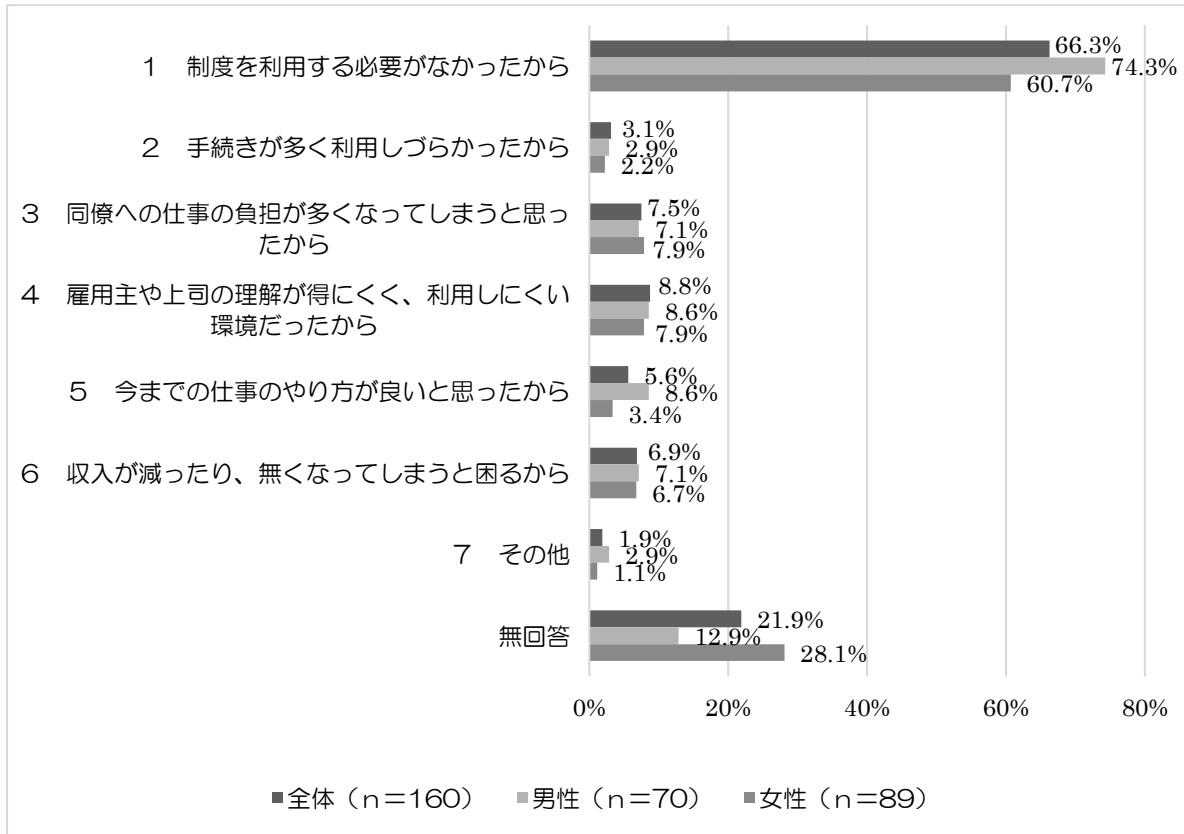
男性



女性

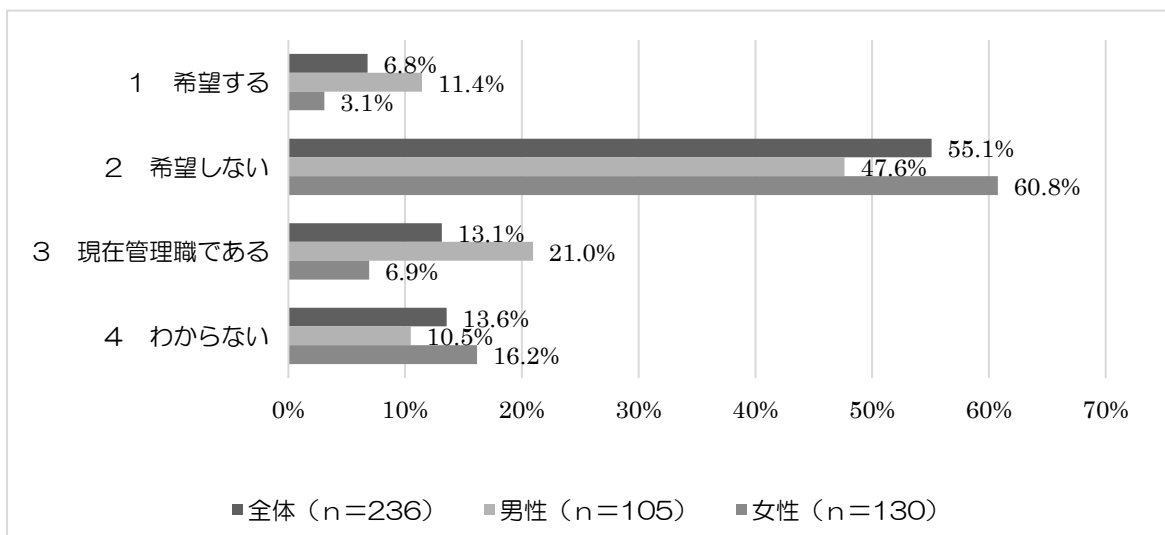


問8-2 問8-1で「2 制度はあるが利用したことがない」を1つでも選んだ方に伺います。その理由は何ですか。次の中からいくつかもあげてください。



(7) 管理職への昇格希望

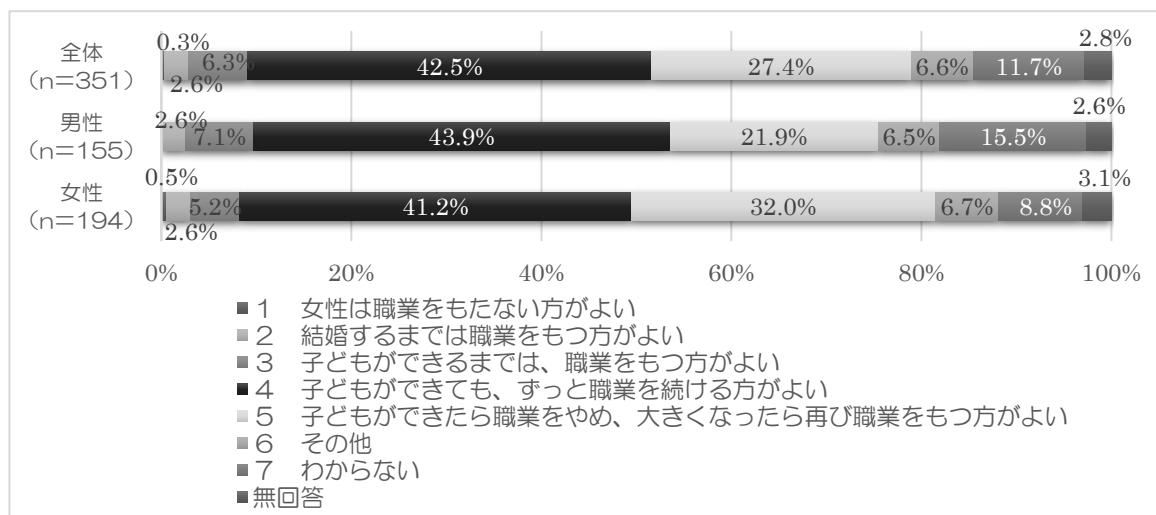
問2 あなたが、管理職（課長相当職以上）への昇格を希望していますか。次の中から1つだけお答えください。



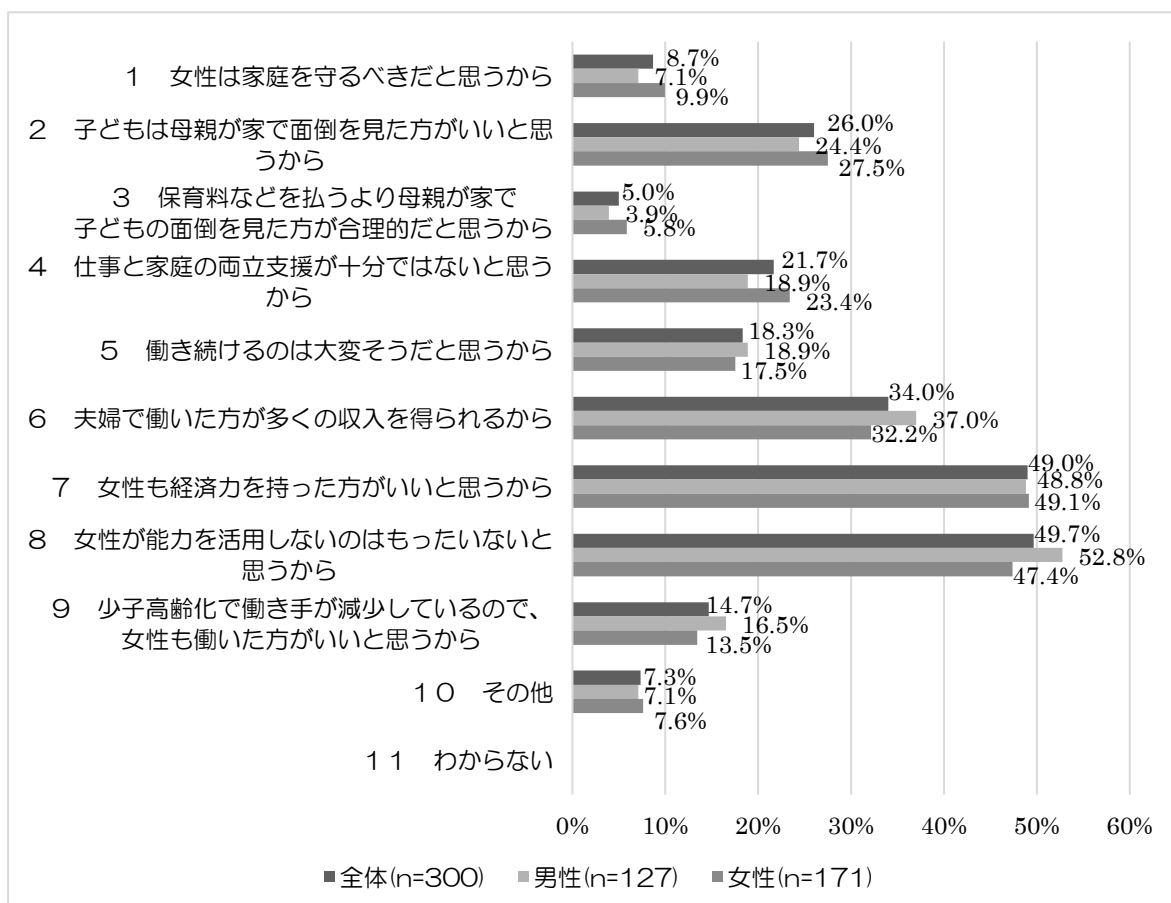
3 女性の就労・活躍について

(1) 女性が職業をもつことについて

問3 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えですか。次の中から1つだけお答えください。

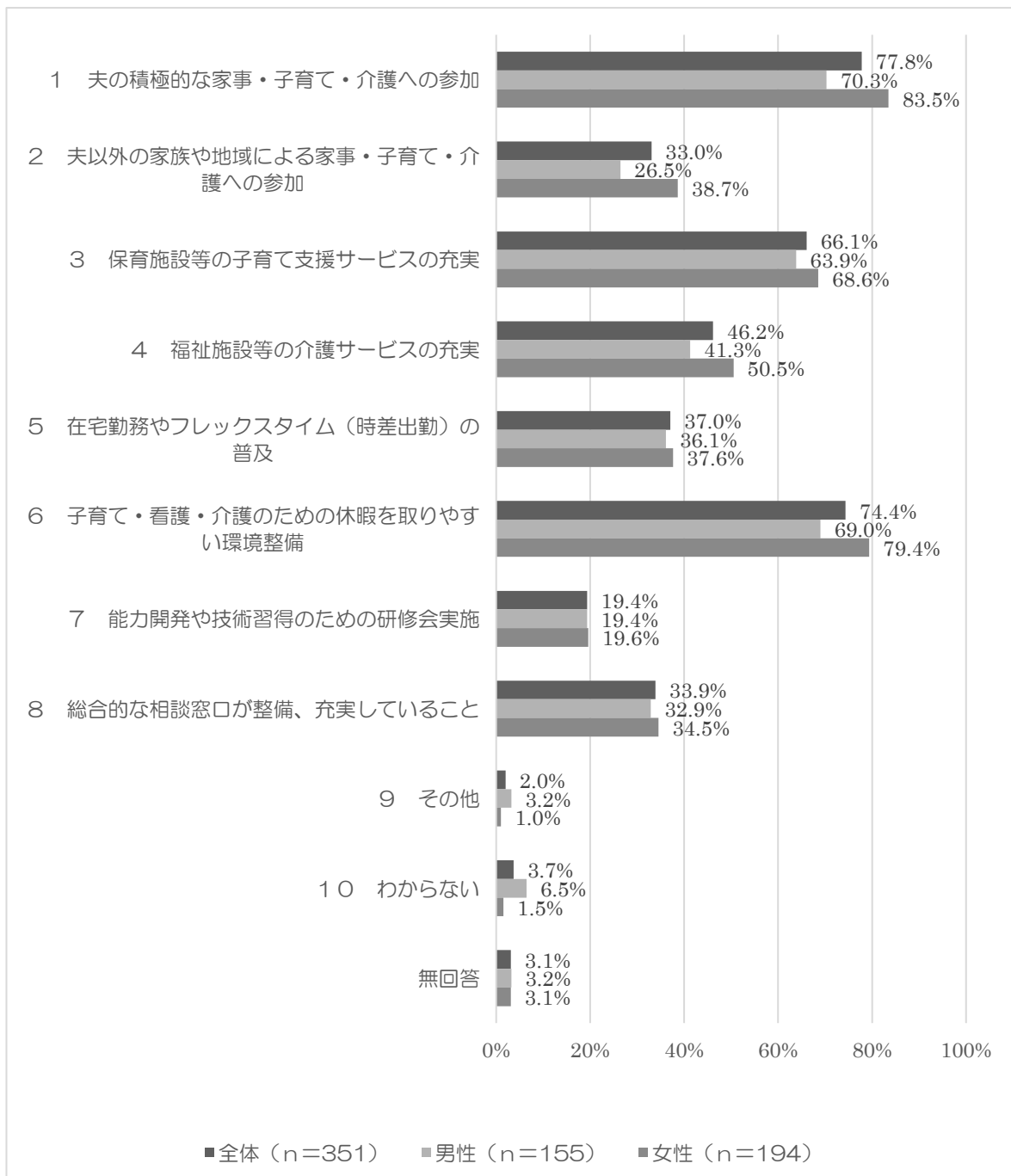


問10-2 問10-1で「1」～「6」を選択したのはなぜですか。次の中からいくつでもあげてください。



(2) 女性の就職、就労継続に必要なこと

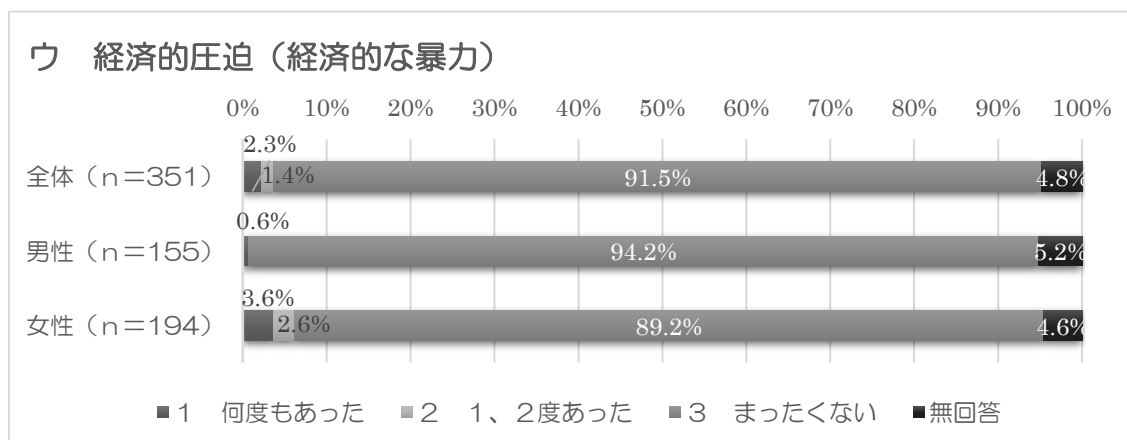
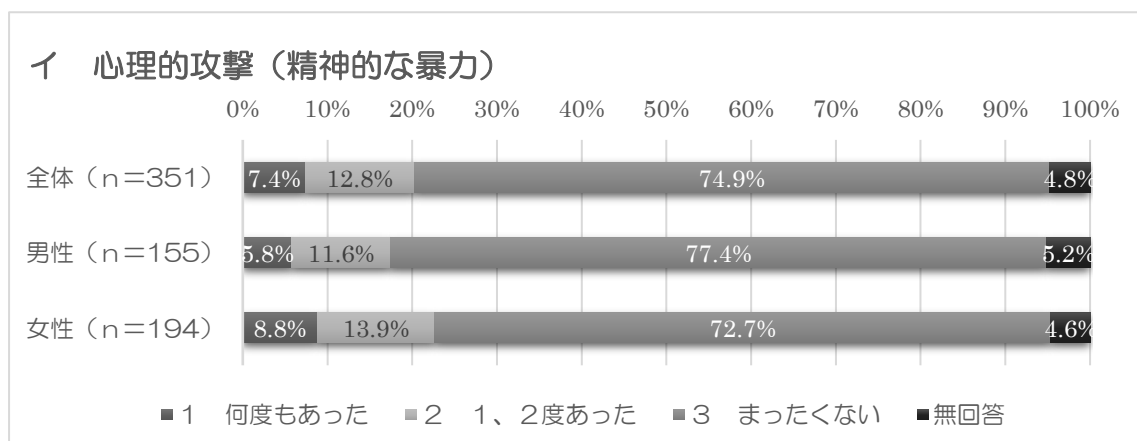
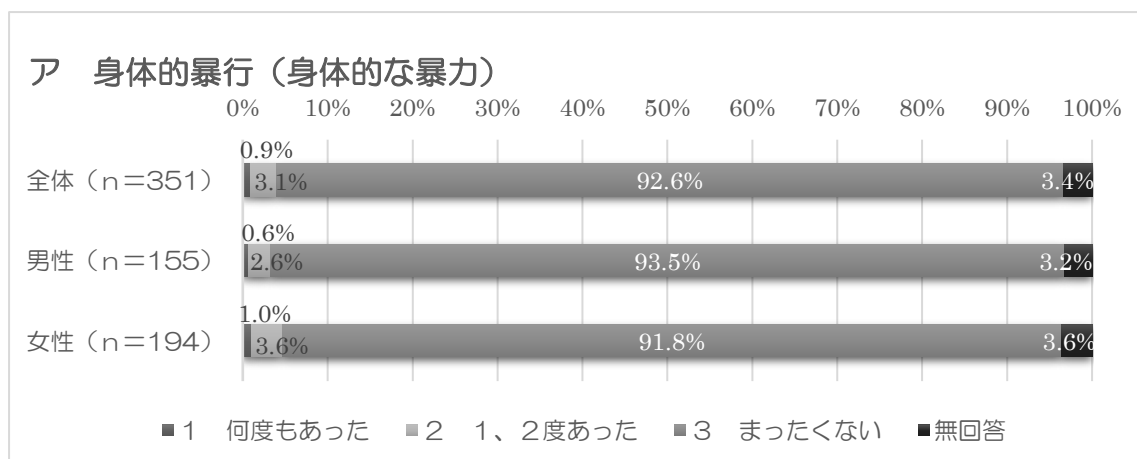
問1 1 あなたは、働く意欲のある女性が就職したり、働き続けたりするためには、家族や社会等でどのようなことが必要と思いますか。次の中からいくつかでもあげてください。



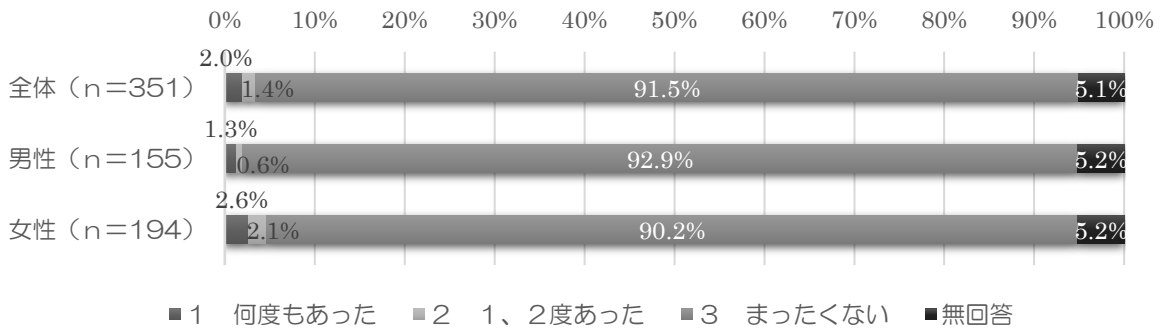
4. 男女間における暴力について

(1) 配偶者等からの暴力被害の有無・相談先

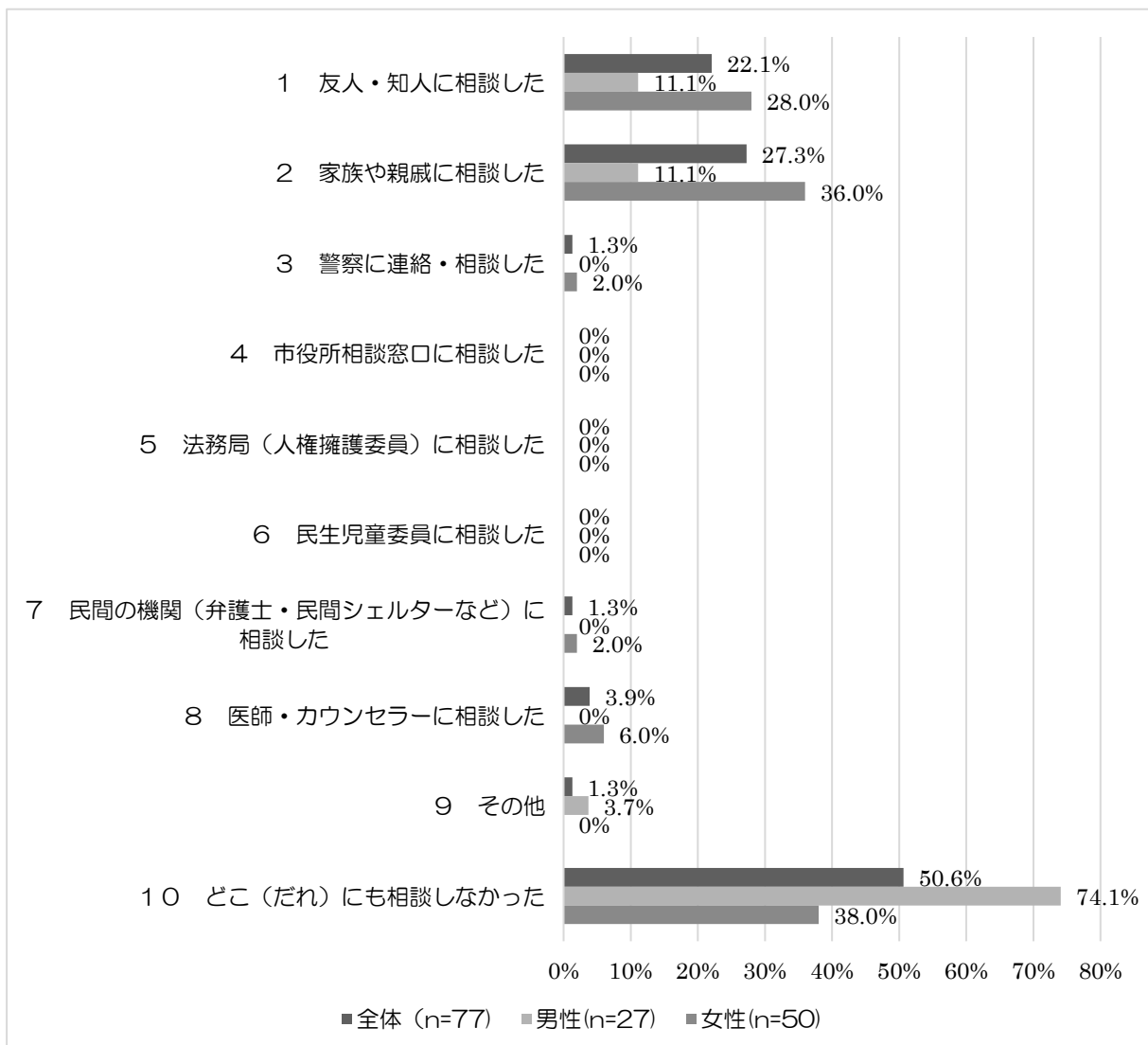
問13-1 あなたは、この5年間に配偶者や交際相手などから次の「ア」～「エ」に示す暴力を受けたことがありますか。次の中から項目ごとに1つずつお答えください。



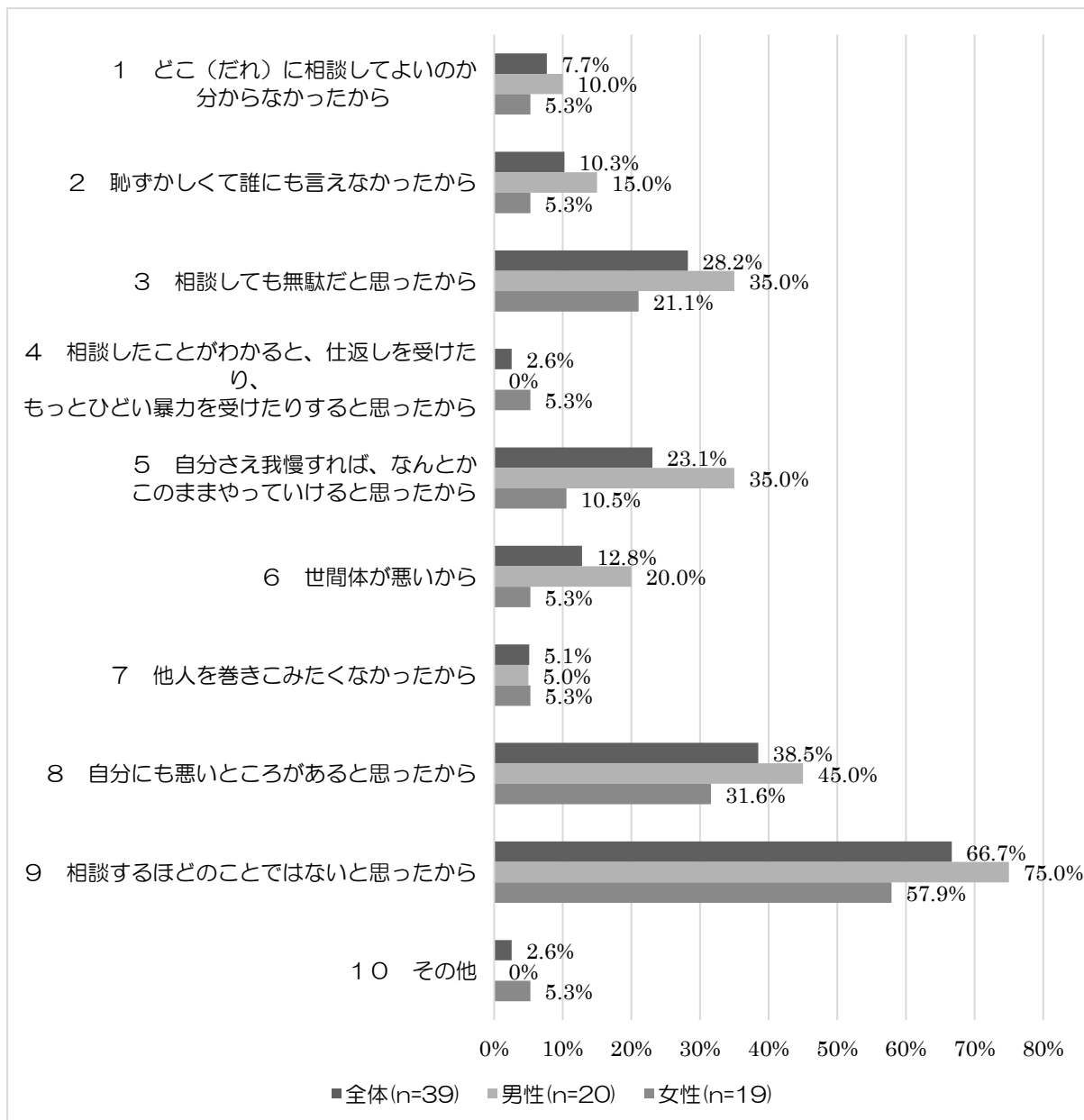
工 性的強要（性的な暴力）



問13-2 13-1のいずれかの項目で「1」または「2」と答えた方にお伺いします。これまでに暴力について誰かに打ち明けたり、相談したりしたことはありますか。次の中からいくつでもあげてください。



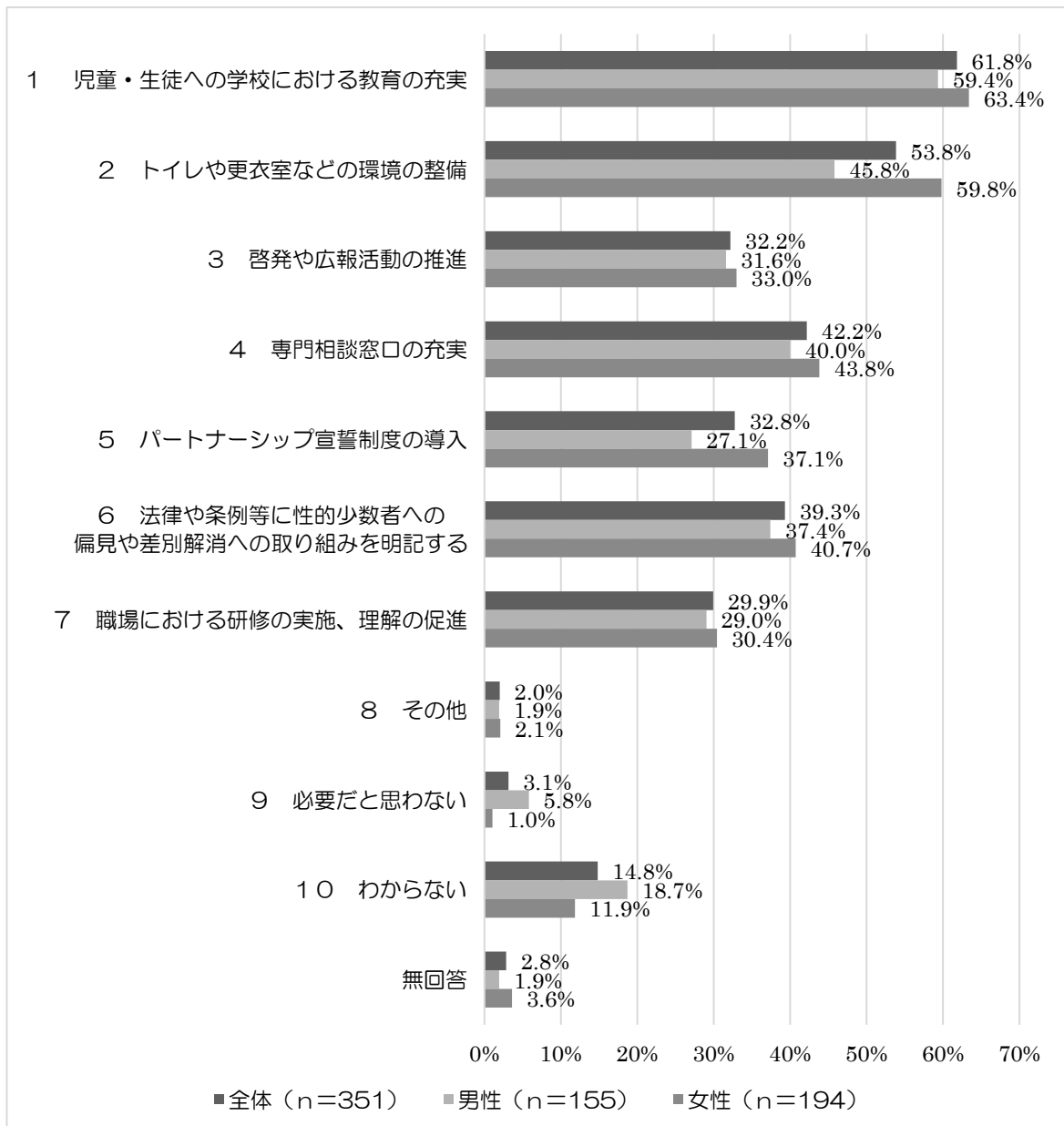
問13-3 問13-2で「10 どこ(だれ)にも相談しなかった」方にお伺いします。どこ(だれ)にも相談しなかったのはなぜですか。次の中からいくつかでもあげてください。



5 性の多様性について

(1) L G B T等の性的少数者に対する理解の促進や支援に必要なこと

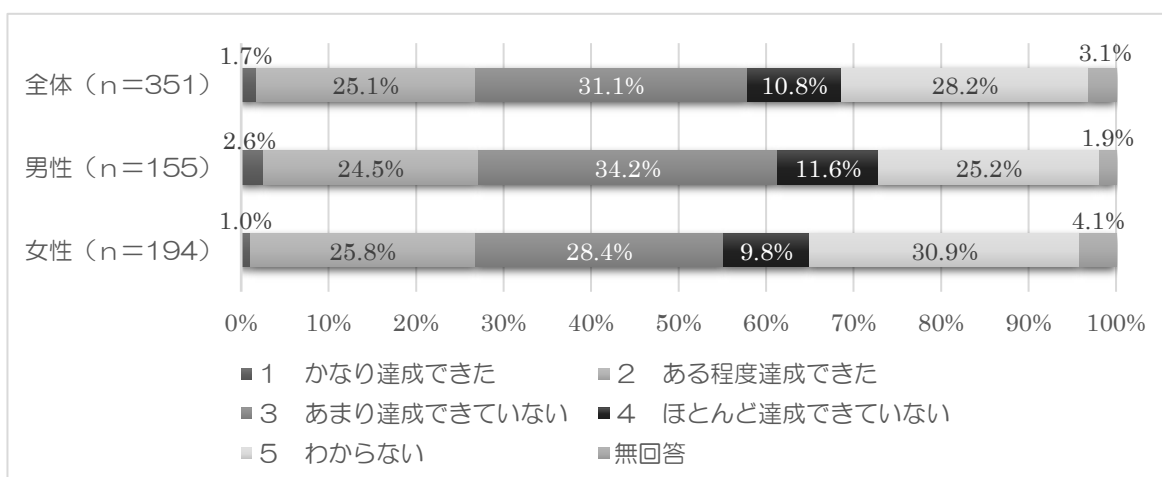
問16 あなたは、L G B T等の性的少数者に対する理解の促進や支援にはどのようなものが必要であると思いますか。次の中からあてはまるものをいくつでもあげてください。



6 男女共同参画社会に関する行政への要望について

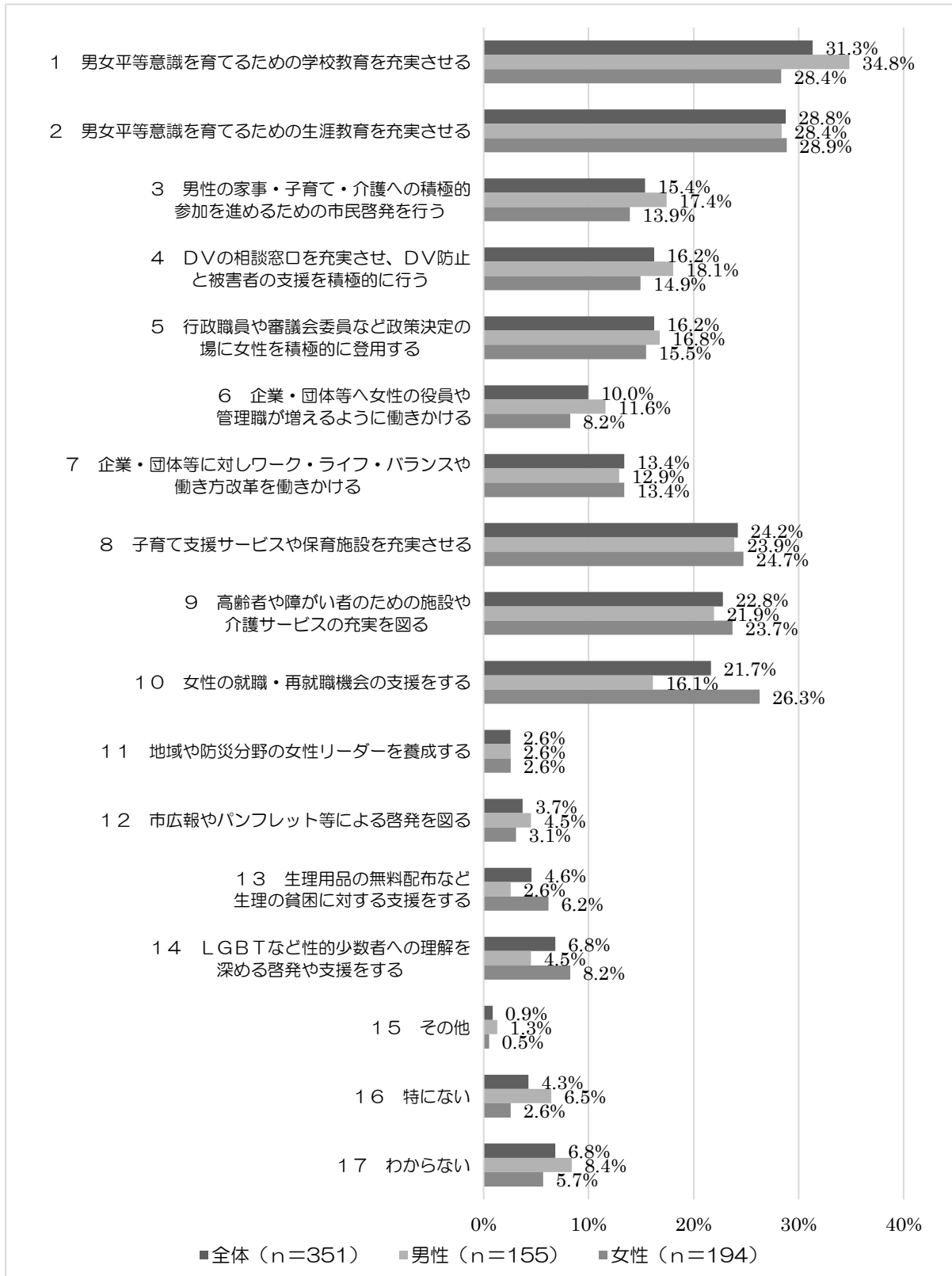
(1) 男女共同参画社会の達成度

問17 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中からいくつでもあげてください。



(2) 男女共同参画社会実現のために山陽小野田市が推進すべきこと

問18 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、山陽小野田市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中からいくつかもあげてください。

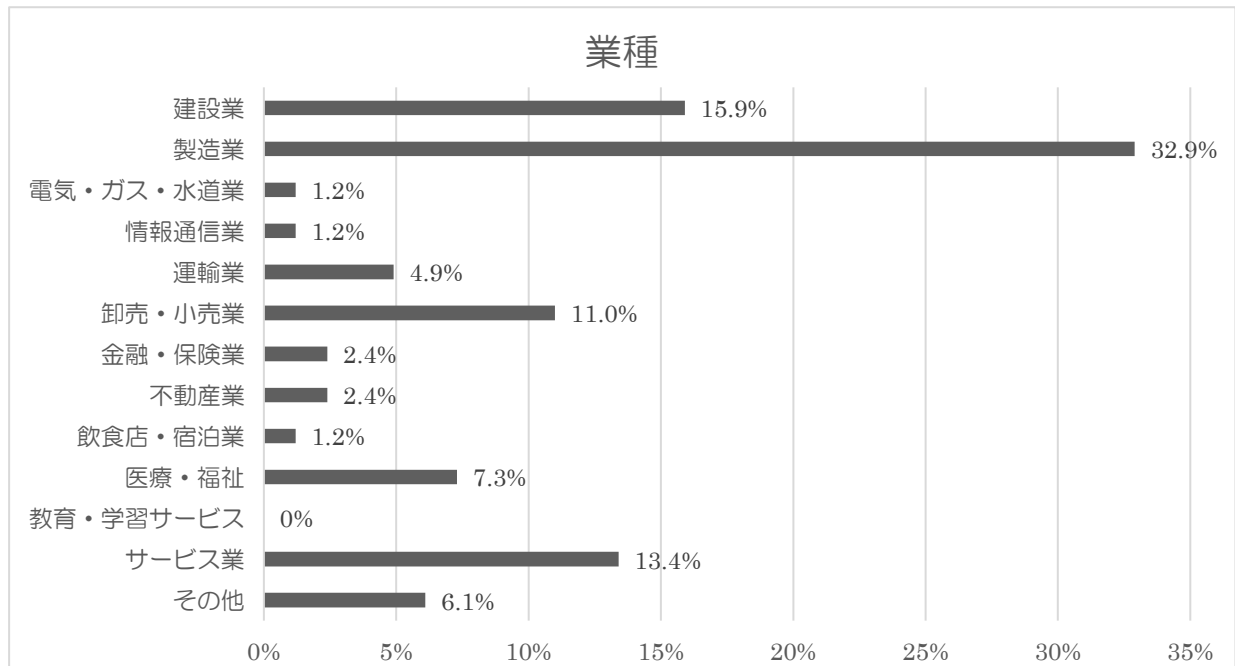


5 令和3年度男女共同参画に関する事業所アンケート調査結果

(1) 調査の方法及び回収結果

- ・市内事業所の中から無作為に200事業所を抽出
- ・回収は82事業所（回収率41%）

(2) 回答者の属性

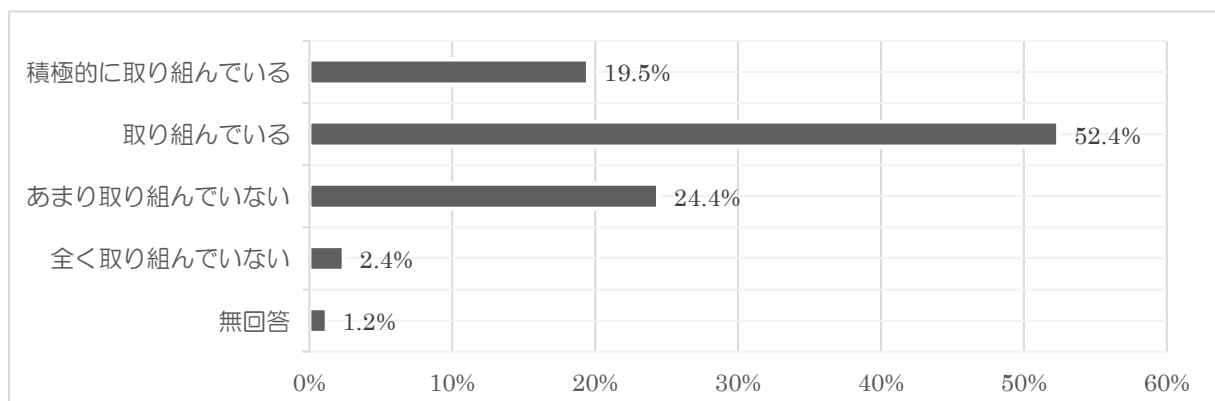


(3) 調査結果

2 ワーク・ライフ・バランスについて

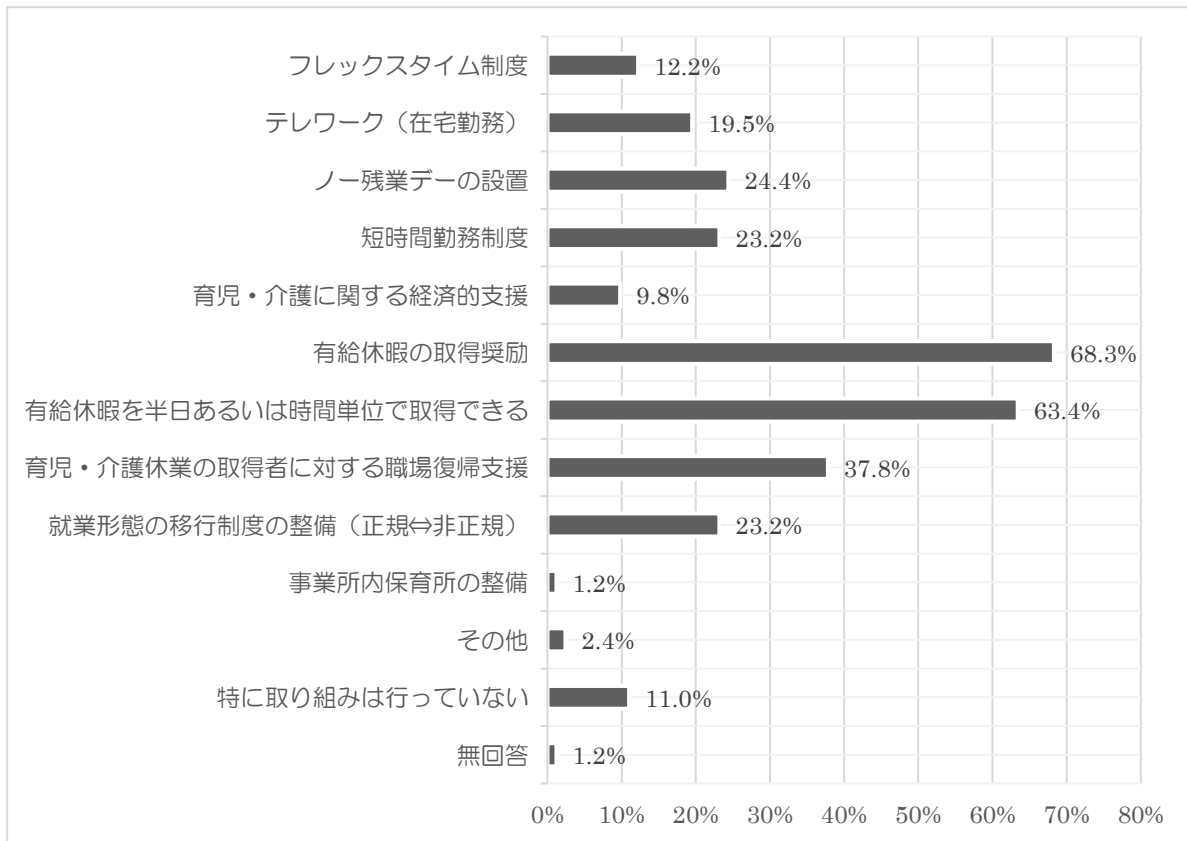
(1) ワーク・ライフ・バランスの取り組み状況

問4 従業員のワーク・ライフ・バランスについてどの程度取り組んでいますか。あてはまるものを1つだけお答えください。



(2) ワーク・ライフ・バランスに関する取組内容

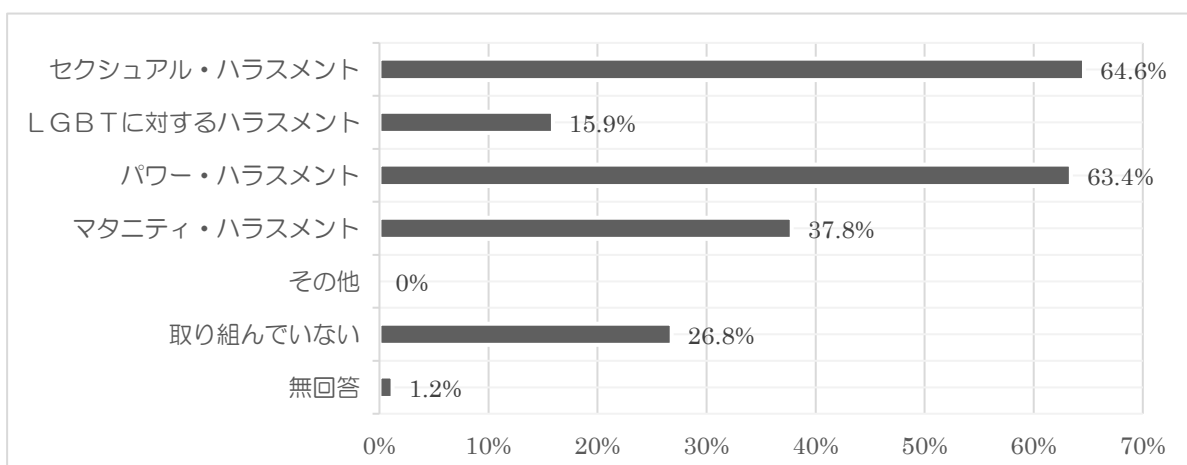
問4 貴事業所でワーク・ライフ・バランスについて取り組んでいることを次の中からいくつでもあげてください。



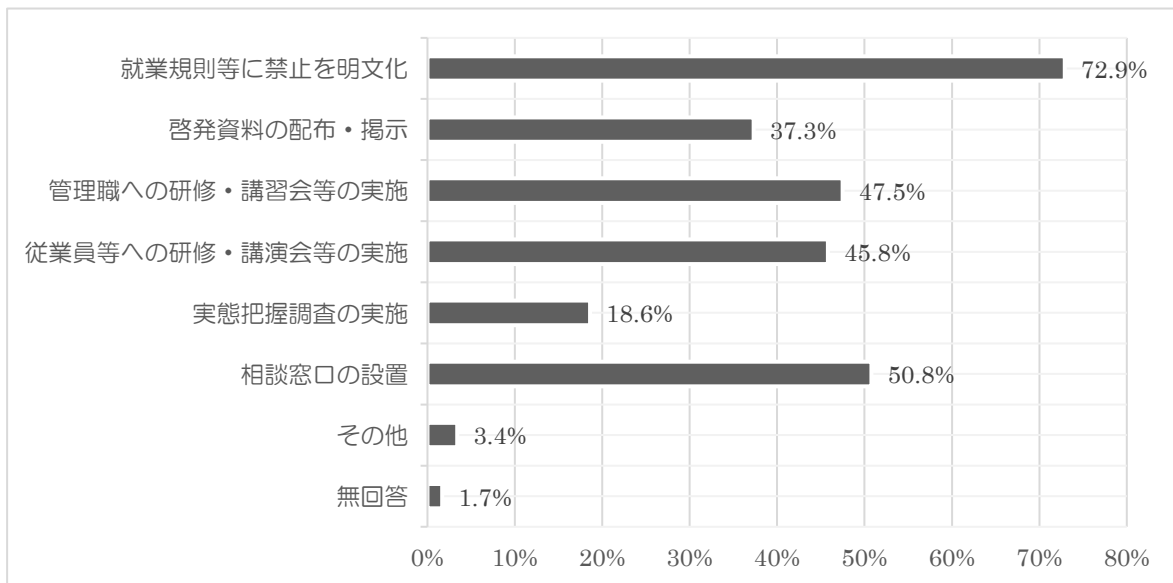
3 ハラスメントに対する取組について

(1) ハラスメント防止への取り組み

問7-1 貴事業所ではハラスメントの防止に取り組んでいますか。取り組んでいる場合、次の中からあてはまるものをいくつでもあげてください。



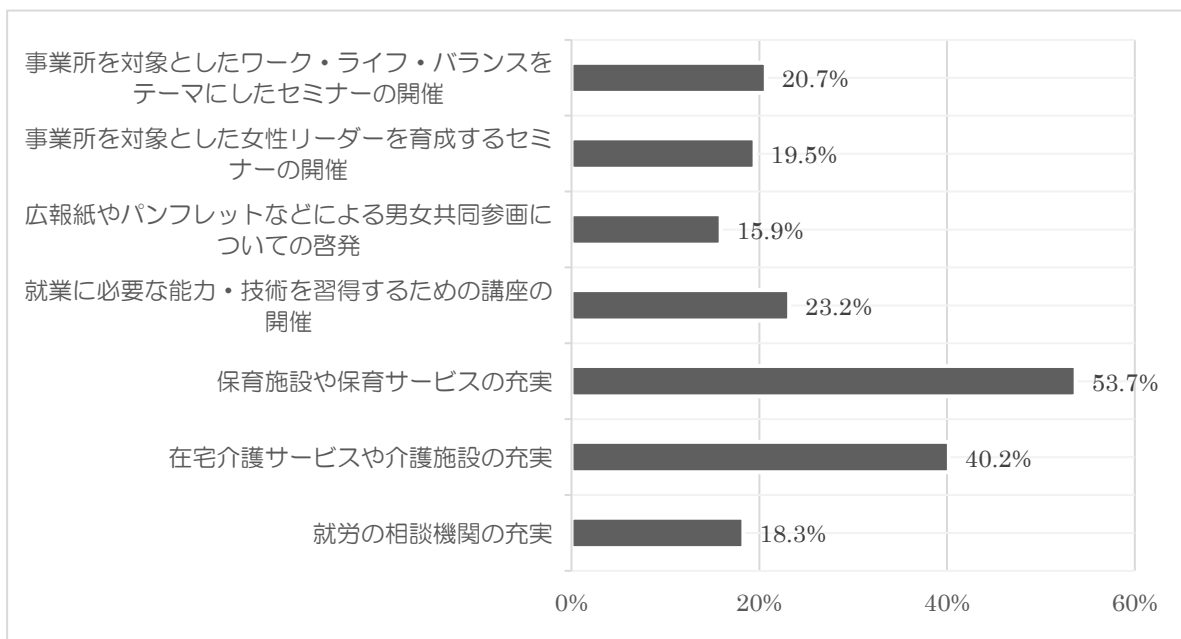
問7-2 貴事業所でのハラスメント防止の取組内容について、次の中からあてはまるものをいくつでもあげてください。



4 男女共同参画社会の実現に向けた行政施策について

(1) 事業所の男女共同参画実現のために山陽小野田市が推進すべきこと

問8 貴事業所の男女共同参画を実現するために、山陽小野田市はどのような施策を推進すればよいと思いますか。次の中から3つまでお答えください。



第3章 これまでの取組

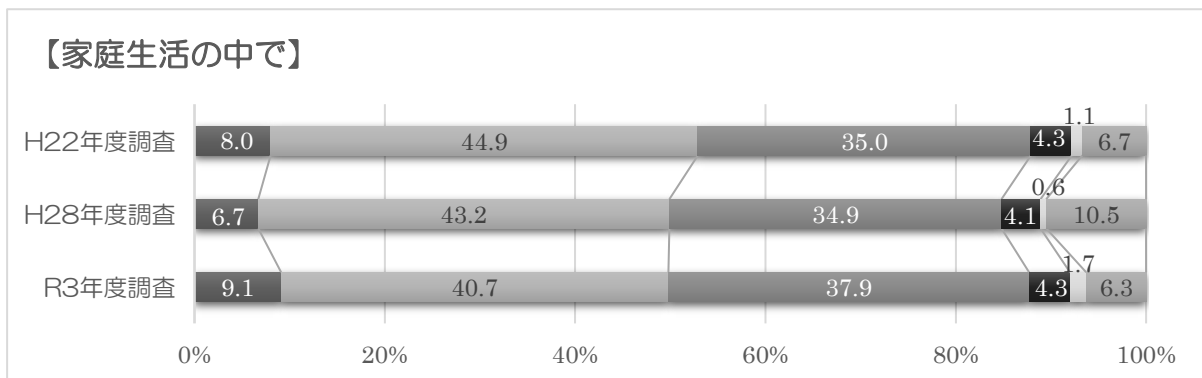
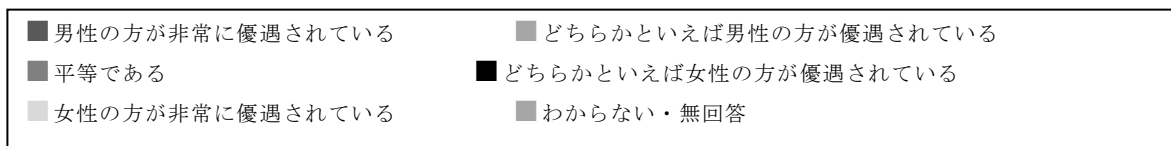
平成22年度、平成28年度、令和3年度の男女共同参画に関する市民アンケートの調査結果を比較すると、「男女の地位の平等感」については、学校教育の場では約6割が平等であると回答し、比較的平等感が高くなっています。また、就職の機会や職場の中で、平等と感じている方は年々増加しています。

しかし、その他の分野では、平等と回答する割合が減少、若しくはわずかな平等感の増加にとどまっており、今後も男女が共に活躍できる地域社会づくりや、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革への一層の取組が必要です。

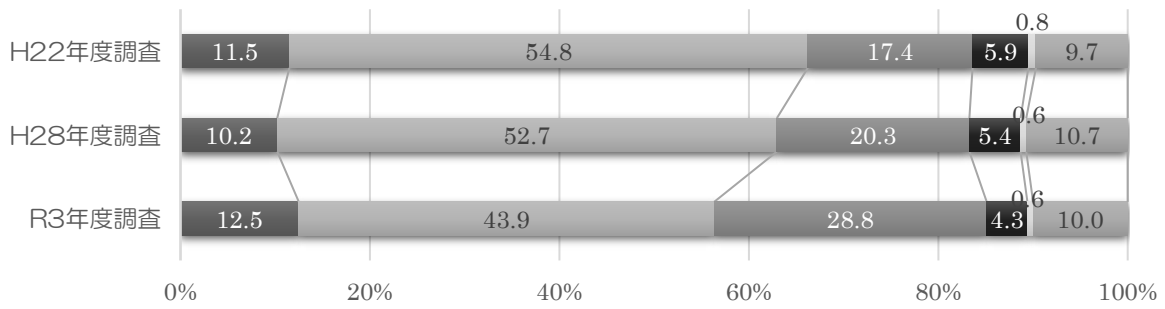
また、「女性が職業をもつこと」について、「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」の回答割合が高いため、子どもを育てやすい環境づくりや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。

アンケート調査

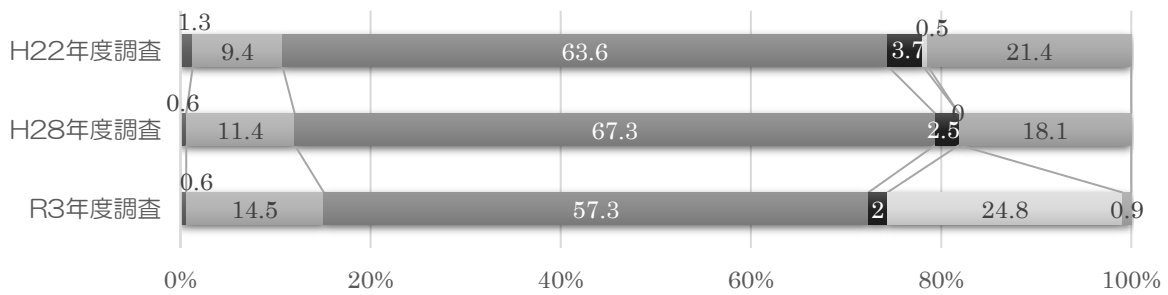
（1）各分野における男女の地位の平等感



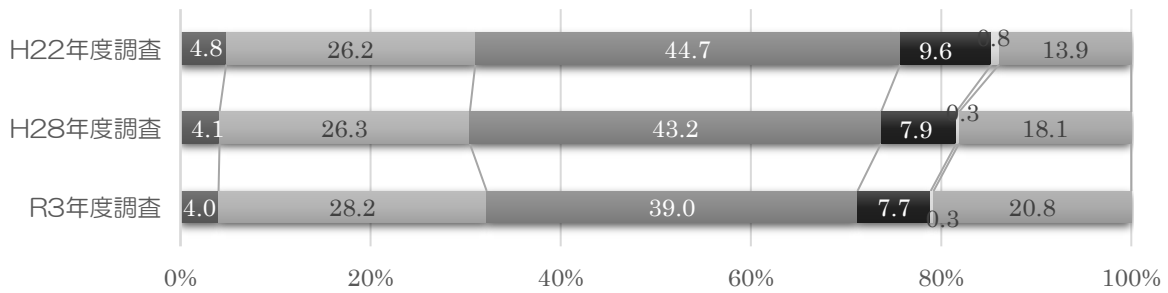
【就職の機会や職場の中で】



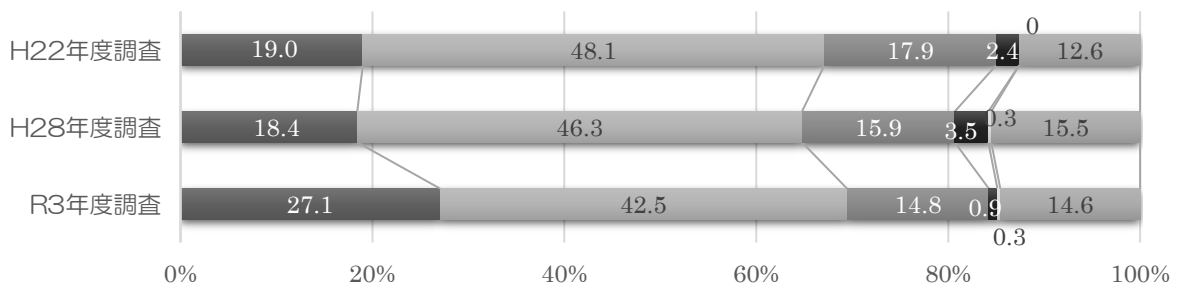
【学校教育の中で】



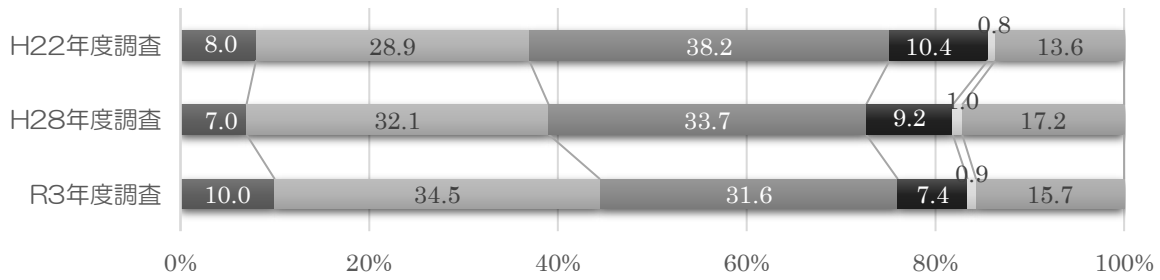
【地域活動の中で】



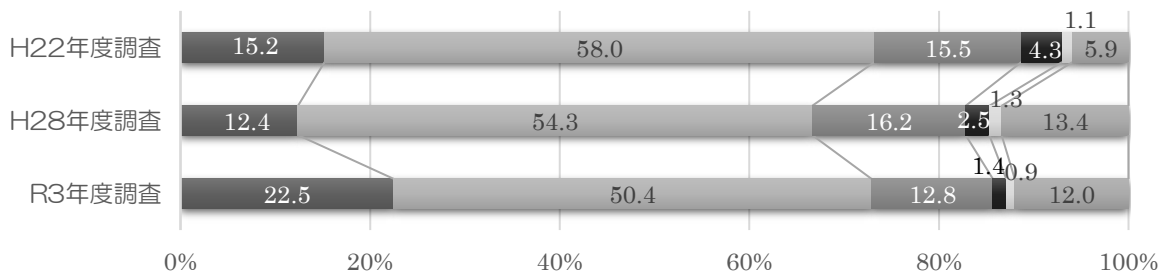
【政治経済活動の中で】



【法律や制度の面で】



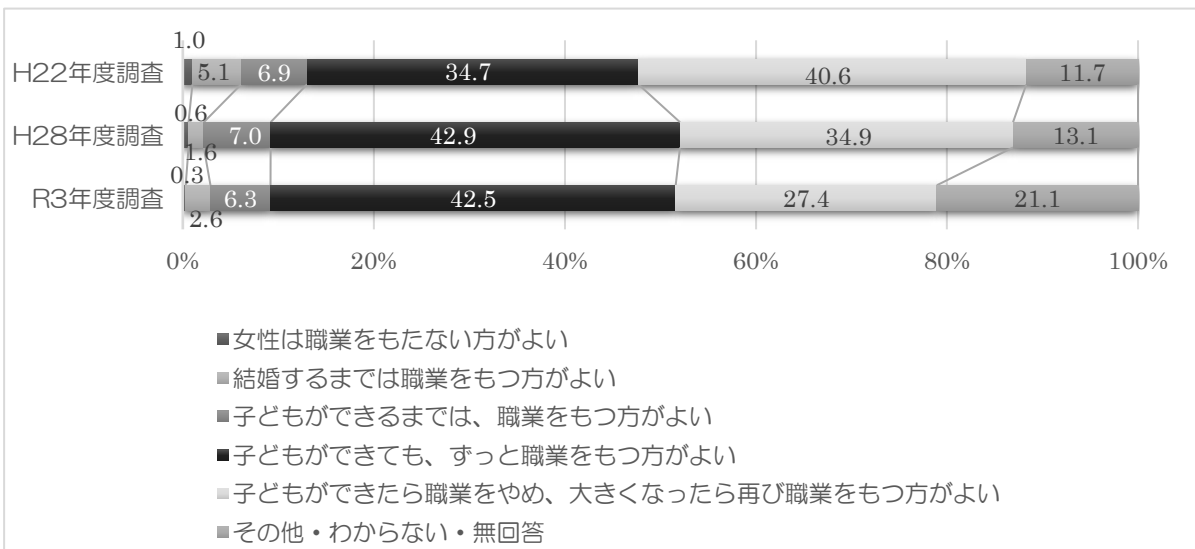
【社会通念・慣習・しきたり等で】



【社会全体として】



(2) 女性が職業をもつことについて



第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念の下、市民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、多様性が受容され社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 6つの基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活等への共同参画
- (5) 生殖に関する意思の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の取組の理解

3 プランの構成

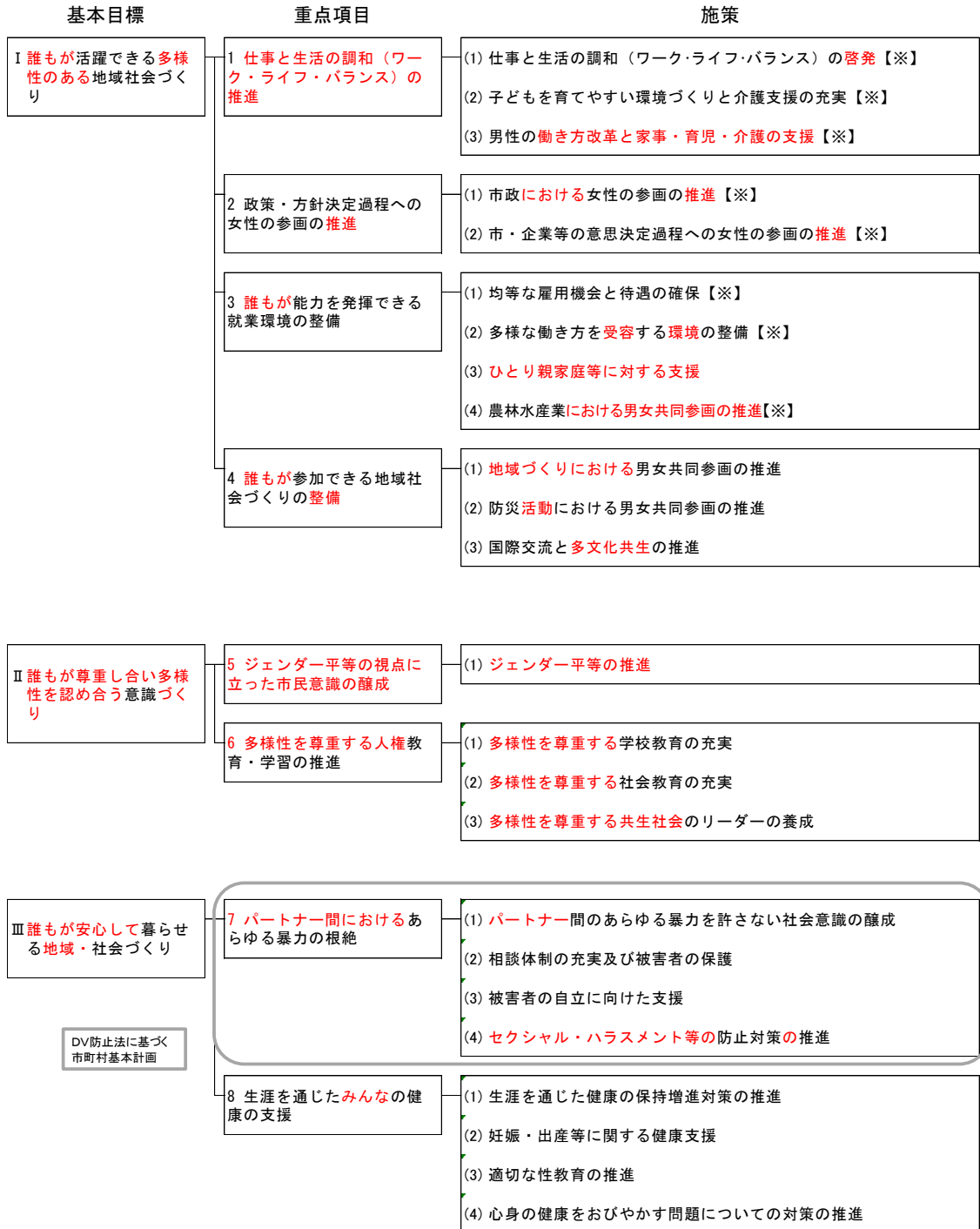
「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念は維持しつつ、県の「山口県男女共同参画基本計画」に準拠し、目指すべき方向の大きな柱とするよう、次の「3つの基本目標」及び「10の重点項目」に体系の見直しを行いました。

4 基本目標

- I 誰もが共に活躍できる多様性のある地域社会づくり
- II 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり
- III 誰もが男女が健康で安心して暮らせる地域社会づくり

3 プランの体系図

～男女共同参画社会をめざして～



DV防止法に基づく市町村基本計画

【※】は女性活躍推進法に基づく市町村推進計画